

# 菊川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)



©菊川市

平成27年3月

菊川市



# 目次

序 .....	1
第1章 計画策定の目的と考え方 .....	1
第1節 菊川市子ども・子育ての趣旨 .....	1
第2節 計画の期間 .....	2
第3節 計画の法的位置づけ .....	3
第4節 計画の構成 .....	3
第5節 計画の実施と評価 .....	4
<b>基本構想 .....</b>	<b>5</b>
第1章 基本目標 .....	5
第2章 子ども・子育てに取り組む基本的な考え方 .....	6
第3章 施策の大綱 .....	8
第4章 計画推進に向けて、子育ての取り組みに関する基本的な考え方 .....	10
第5章 菊川市の子ども・子育てに関する基礎資料 .....	12
<b>基本計画 .....</b>	<b>21</b>
第1章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築 .....	21
第1節 安心して妊娠・出産ができるために .....	21
第2節 希望する幼児教育・保育サービスが受けられるために .....	22
第3節 子どもの健康と安全を守るために .....	25
第4節 支援が必要な家庭が安定し、子どもが健やかに育つために .....	28
第2章 子どもから若者まで、安心して成長できる地域の創造 .....	30
第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実のために .....	30
第2節 子どもを地域全体で支えるために .....	31
第3節 社会生活に必要なことを学ぶために .....	32
第4節 若者の自立と就労支援を促進するために .....	34
第3章 多様なネットワークによる子育て力のある地域の創造 .....	35
第1節 子育て支援の拠点・子育てネットワークの充実のために .....	35
第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に生活するために .....	36
第3節 地域における多種多世代交流活動の活性化のために .....	37

第4章 仕事と生活が調和した社会の構築（ワーク・ライフ・バランスの実現） .....	38
第1節 働き方の見直しによって子育てしやすくするために.....	38
第2節 仕事と家庭が両立できる職場環境の改善のために.....	39

**重点項目 ..... 43**

第1章 重点項目の考え方 .....	43
第1節 将来推計人口における子どもの数の予測.....	43
第2節 区域の設定 .....	44
第3節 量の見込みと確保の方策について.....	45
第2章 新制度に導入に伴う事業の目標 .....	46
第1節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分.....	47
第2節 子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容.....	51

**資料編 ..... 65**

1 子ども・子育て支援に伴うアンケート調査結果抜粋.....	65
2 子ども・子育て会議 .....	89

# 序





# 序

## 第1章 計画策定の目的と考え方

### 第1節 菊川市子ども・子育ての趣旨

#### (背景)

我が国の人口は現在、減少局面に入り、少子化問題は社会の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの課題となっています。平成25年度の合計特殊出生率は1.43（厚生労働省発表）と、近年微増傾向にはありますが、依然として低い水準にとどまっています。その背景として、結婚、出産、子育ての希望が思うようになかなわない社会環境の変化や、他の先進諸国と比較して低い子育て関連予算の問題などが指摘されています。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の孤立感や負担感が増大する中で、児童虐待などの問題も日々クローズアップされています。こうした状況に対応し、子どもたちが健やかに育つことができる社会の実現のためには、ライフステージの各段階に応じたきめ細やかな支援が緊急的に求められています。

#### (国の動き)

そこで、国では平成16年度（平成21年度に見直し）に、次世代育成支援対策推進法に基づいた次世代育成支援行動計画を作成し、子どもを産み、育てやすい社会の構築を目指しました。そして新たに、平成24年8月に制定した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。本制度では、必要とする全ての家庭が利用できるように支援の量の拡充と、子どもたちがより豊かに育っていけるように支援の質の向上という、支援の量と質の確保を両輪とすることを目的に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。また、当初平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も10年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

#### (市の取り組み)

さて、本市においても、合計特殊出生率は1.66（平成20～24年）と全国平均は上回っているものの、人口自体は減少傾向にあります。子育て環境については、保育所入所の待機児童こそみられませんが、親の働き方の変化などから、延長保育や預かり保育の希望者は確実に増えており、子育てしながら安心して働くことができる環境をつくることは必須です。そこで、当たり前に仕事と子育てが両立できるように、認定こども園の導入や放課後児童クラブの高学年の導入などにも取り組み、働く親の負担を軽減し、かつ子どもが育つ環境の質の向上を図るとともに、全ての家庭を対象に、親子が交流で

きる出会いの場の提供など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させていきます。また同時に結婚・出産しやすい環境づくりの構築が必要であると考えています。

このような状況を踏まえ、今般、子ども・子育てについて様々な取り組みを行っていくために、平成 27 年度を初年度とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。これまで平成 17 年度から取り組んできた「次世代育成支援行動計画」については、先に述べたように次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長されたことから、これまでの事業の取り組みも含め、本市でも「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施を目指してまいります。加えて、小学生の児童を対象として取り組む放課後子ども総合プランについても本事業計画に盛り込みます。本市で子育てする市民の皆様が、安心して子育てできると実感し、本市に住んでよかったとだけいただける施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開してまいります。

## 第 2 節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画、新しい次世代育成支援事業計画の計画期間を、平成 27～31 年度までとします。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)						
		子ども・子育て支援事業計画				
		次世代育成支援行動計画(延長)				
						見直し

## 第3節 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）並びに、次世代育成支援対策推進法第8条行動計画策定指針に即して、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）として定められるものです。

尚、本計画に関連して、放課後子ども教室推進事業（文部科学省）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省）の考え方を併せ持った、放課後子どもプラン推進事業の計画も併せて設定してあります。

## 第4節 計画の構成

計画の構成は、以下のようになります。

### 1 序

序は、子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨、並びに計画の位置づけ等を示しています。

### 2 基本構想

基本構想は、菊川市の子育て支援における基本的な考え方、施策の大綱などをまとめたものを示しています。

### 3 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、各分野における取り組み目標や施策の基本的な方向を定めたものです。

### 4 重点項目

重点項目は、子ども・子育て支援事業計画における、量の見込み数並びに確保の方策について示しており、今後5カ年の各種サービスの目標値を定めているものです。

## 第5節 計画の実施と評価

計画の具体的な進行を確認するため、計画策定後も子ども・子育て会議を組織し、進捗状況の把握や新たな取り組みなどの報告並びに意見交換を行っていきます。

また、社会経済の変化や住民ニーズに対応するため、必要に応じ計画の評価等についてのニーズ調査等を行います。

## 基本構想



©菊川市



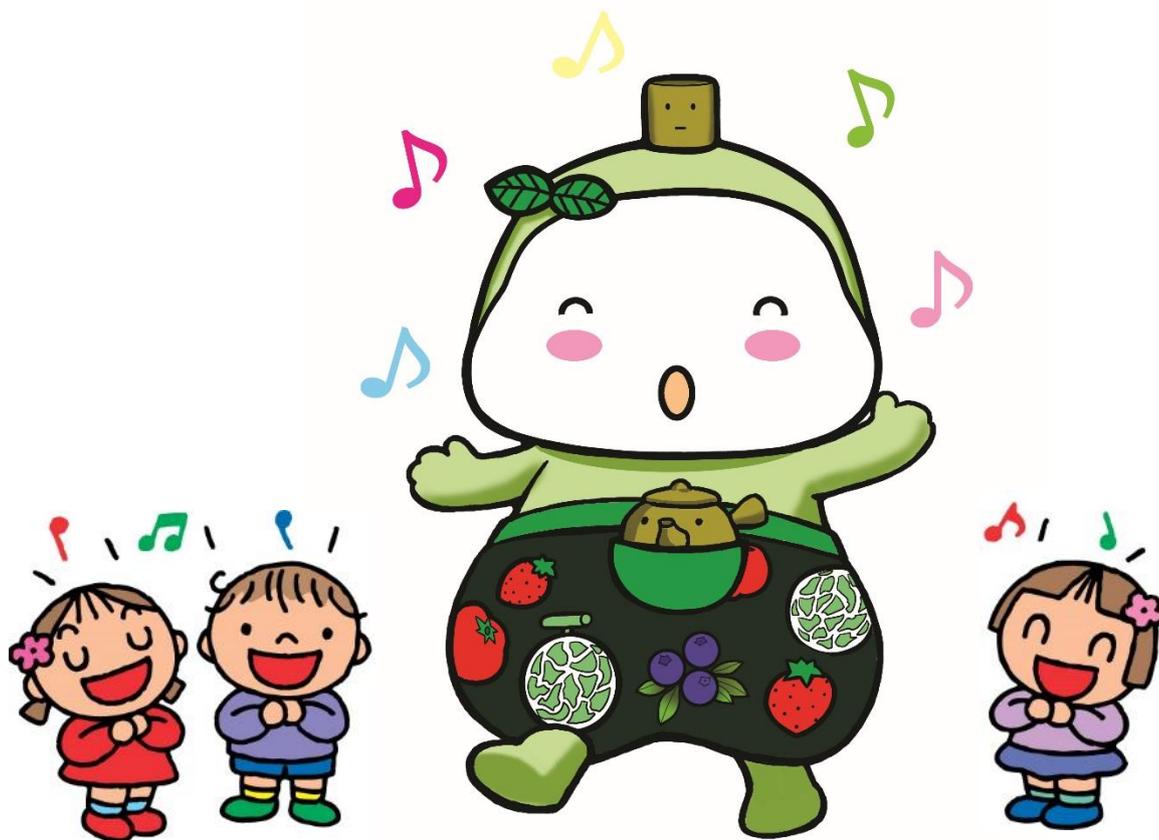
## 基本構想

### 第1章 基本目標

菊川市の未来を担う子どもたちが、緑茶の薫る自然豊かな環境の元で大きな夢を持ち、いきいきと輝き育つまちづくりと安心して子どもを産み育てることができるまちをつかっていくため、次の基本目標を定めます。

## 子育てしやすいまち 菊川

～親と子の笑顔あふれる子ども・子育てフラン～



©菊川市

## 第2章 子ども・子育てに取り組む基本的な考え方

### 明るく元気な子を 産み育てられるまち

子どもや保護者の健全な発育と健康を守るため、定期健診による指導を行うとともに、食育などをすすめ、心と体の育成を見守ります。

- プレママ・パパサロンや妊婦健診、乳幼児健診の充実
- 食育による健康づくりの推進
- 小児医療・母子医療の充実

### 地域で支援 楽しく子育てできるまち

保育の体制充実を図るとともに、子育て情報の提供、相談体制の充実など、子育て中の親子が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります。

- 公共施設の使いやすさ向上と既存施設を活用した子育て支援
- 子育てに悩む親の相談体制の充実
- ニーズに対応した休日保育や延長保育（預かり保育）など柔軟な保育体制の充実
- 必要に応じた、認定こども園の導入
- 高学年になっても安心して預けられる放課後児童クラブの高学年化の対応
- インターネット、メールを活用した子育て支援情報の提供

### 子どもの権利を 大切にするまち

ひとり親家庭や、障がいのある子ども、要保護児童などの支援を進めていくとともに、幼児・児童虐待（ネグレクト）の防止と早期発見・早期保護に努めていきます。

- 障がいの早期発見、早期対処施策の充実
- 虐待やいじめのない環境を目指す
- 要保護・準要保護児童・生徒が安心して通学できる環境づくり

### 子どもがいきいきと 学びあえるまち

若者へ結婚・出産・育児の楽しみを伝えていくとともに、小中高生と乳幼児のふれあいなどに取り組み、次代の親の育成を進めます。

母親一人に育児の負担がかからないよう、家庭内での父親や祖父母の育児参加を啓発していきます。

また、子どもたちに基礎基本から応用につなげられる学習力の向上に努めていきます。

- 出産・育児が楽しめる次代の親づくり

- 母親一人に任せない、父親、祖父母の子育て参加への啓発
- 学校教育の充実による基礎基本学習力の向上と他人を思いやる心の育成
- 思春期保健、有害環境対策の充実による子どもの保護、健全育成の推進

## **子どもの安全を 地域みんなで見守るまち**

子どもの交通安全や犯罪被害を防止するため、あいさつ運動の推進など地区で子どもの顔が見える活動に取り組んでいくとともに、学校の安全対策強化に努めます。

- 交通安全運動の強化
- 不審者をなくす声かけ運動・スクールガード等の普及促進
- 学校等の安全の確保

## **子どもが のびやかに育つまち**

安心して子育てができるよう、道路や公園などの整備を進めるとともに、設備の管理、改善に取り組んでいきます。

- 都市計画の推進による安全で安心なまちづくり
- 歩道や街灯の確保など、安心して歩ける交通環境の充実
- 身近で遊べる公園、公共施設の充実と施設の維持管理

## **働きながら 安心して子育てできるまち**

多様な働き方に対応するため、子育て支援の強化を図るとともに、親の育児休暇の取りやすい環境づくりと保育体制の充実に取り組んでいきます。

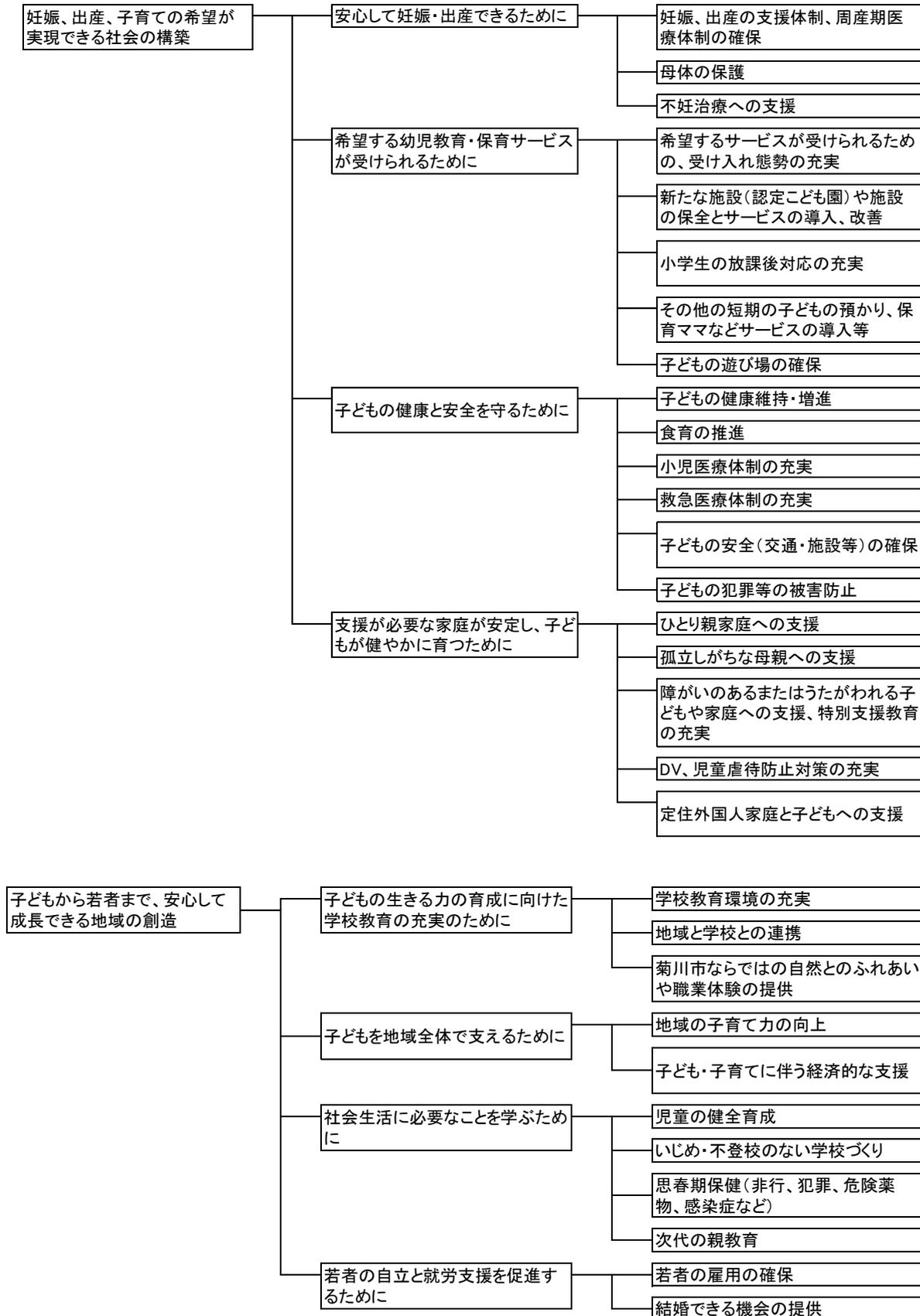
- 企業への育児休暇取得の働きかけ
- 男性を含めた働き方の見直し
- 仕事をする母親への支援（安心して子どもを預けられる体制づくり）

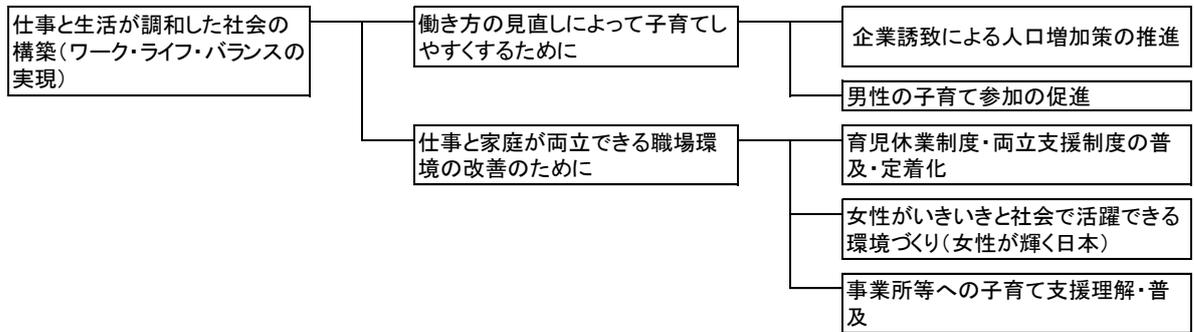
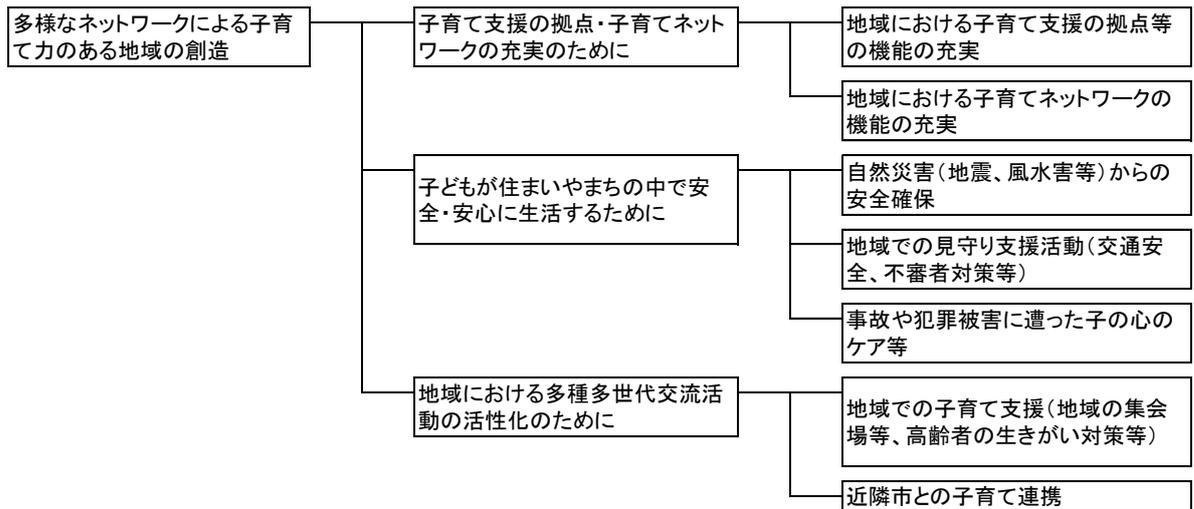
## **温かなサービスで 子育てしたくなるまち**

子育て支援を行うために、児童手当をはじめとする各種支援策の充実を図るとともに、気軽に利用できるよう市役所をはじめとする公共施設のサービス向上を進めていきます。

- 児童手当等各種子育て支援サービスの充実
- 気軽に利用できる公共サービス環境の充実
- 様々な機会を通じて出会いの場の提供

# 第3章 施策の大綱





---

## 第4章 計画推進に向けて、子育ての取り組みに関する基本的な考え方

---

### 《家庭・学校・地域・企業・行政が、それぞれの立場において、責任と役割を持って取り組む子ども・子育て支援》

次代を担う子どもを育むため、家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれの役割を持って、子ども・子育てに取り組んでいきます。それぞれが持つ役割を果たすとともに、家庭を中心に、子育てを支援する多様な組織、立場の人たちが相互に連携・協力して、子ども並びに子育てに取り組む家族を応援していきます。

#### 家庭の役割

家族の責任において健全な心と体を持つ子どもを育てます。

- スキンシップと愛情を持って子どもと接する
- 母親一人に子育てが集中しないよう、家族が協力して子育てに取り組む
- 子育ての悩みやストレスを貯めないよう、夫婦で話し合いをしながら互いに助け合う
- 栄養バランスの取れた手作り料理で、健康な子どもを育てる
- 善悪の判断ができ、道徳心のある子どもを育てるために、親が進んで子どもの手本になる
- 人の心の痛みがわかる、思いやりのある子どもを育てる
- 子どもの自主性を尊重しながら、親が適切にアドバイスを進め、指導する

#### 保育園・幼稚園・小中学校の役割

保育園・教育機関等は、子どもの安全と成長を第一に、各分野に合った環境の充実に取り組みます。

- 安心して子どもを預けられる環境づくりに取り組む
- 子どもたちがのびのびと遊べる環境を確保する
- 子どもが基礎基本を学べるよう的確に指導を行う
- 地域の人との交流を進め、郷土愛を育む

#### 地域の役割

地域で子どもを見守り、安心・安全な子育てを支援していきます。

- 気軽に声かけを行い、子どもが安心できる環境づくりに取り組む
- 悪いことや、危険な行為を見たら注意する
- 地区センターなどを活用し、地域で子どもが遊べる場所、安心して過ごせる場所を確保する

## 会社・企業の役割

企業は、結婚・出産・子育てしながら働きやすい環境をつくります。

- 働きながら出産しやすい環境を整える
- 産休や育児休暇を取りやすく、また職場に安心して復帰できる体制をつくる
- 子どもの病気への対応や参観会への出席など、休みが取りやすい環境（雰囲気）をつくる
- 母親だけでなく、父親も子育ての休みが取れるように職場環境を整備する

## 行政の役割

行政は、安心して結婚・出産・子育てができる各種サービスを充実します。

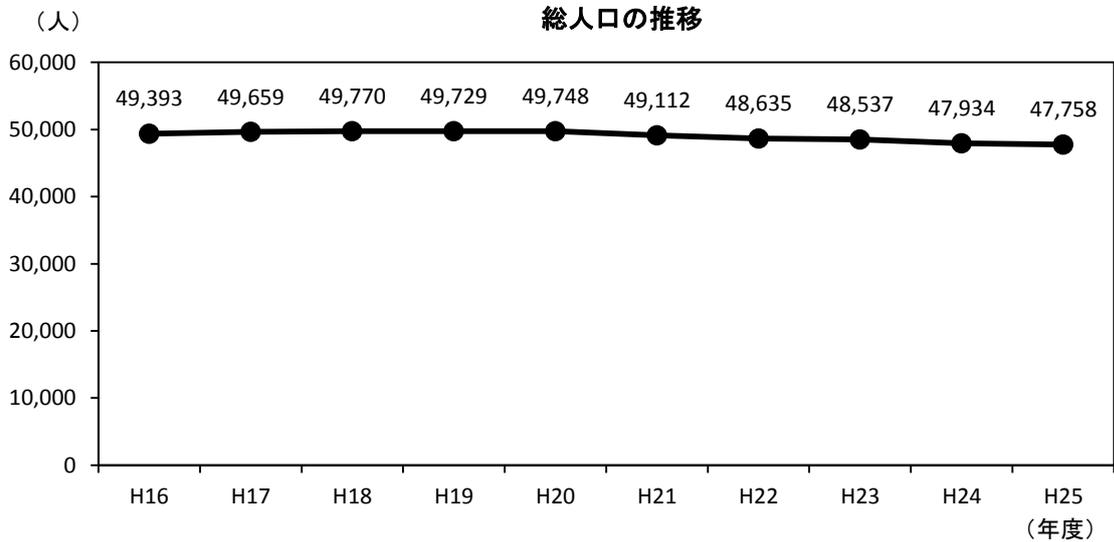
- 子育て支援サービスに対する情報を、広報のみならずインターネットやメールなど多メディアを活用し提供する
- 子どもが健康に育つよう、健診や食育、歯の健康づくりのアドバイスを行う
- 子育てに悩む家族が安心して相談できる体制の充実を図る
- 子育て中の世帯に対し、経済的負担の軽減を図る
- 保健師、保育士、教師や職員の資質向上に努める
- 保健と福祉、保育と教育など、行政内での連携を図る



# 第5章 菊川市の子ども・子育てに関する基礎資料

## 総人口の推移

人口は、平成21年度以降、減少しています。



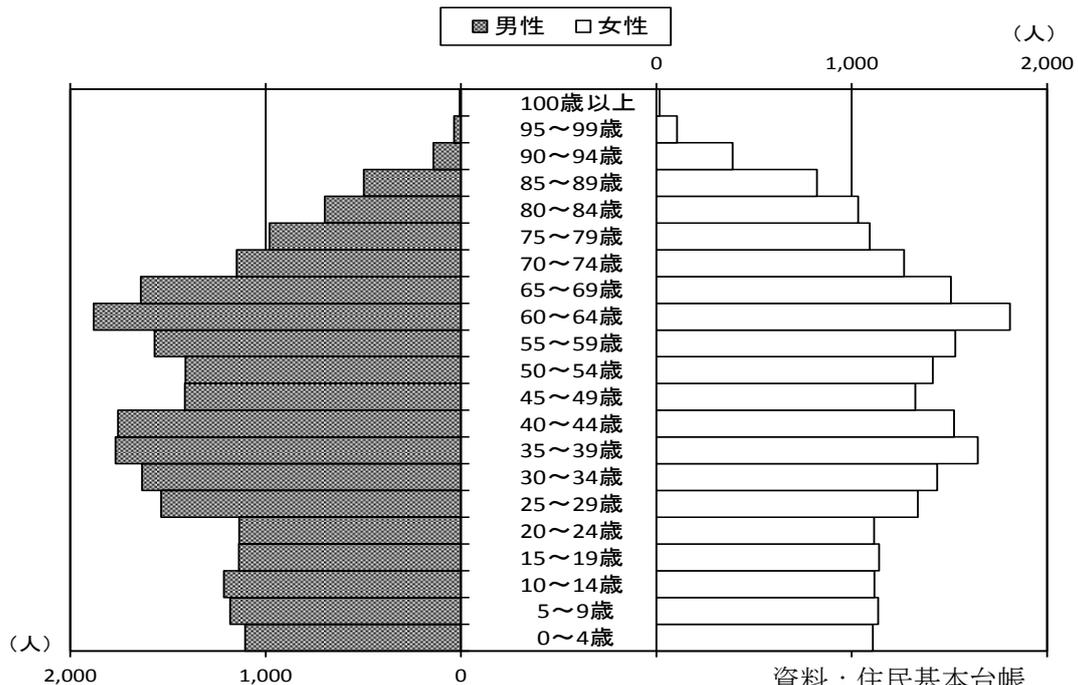
資料：住民基本台帳

## 5歳階級別人口

男女ともに60～64歳が最も多く、次いで35～39歳が多くなっています。

### 5歳階級別人口

平成25年度

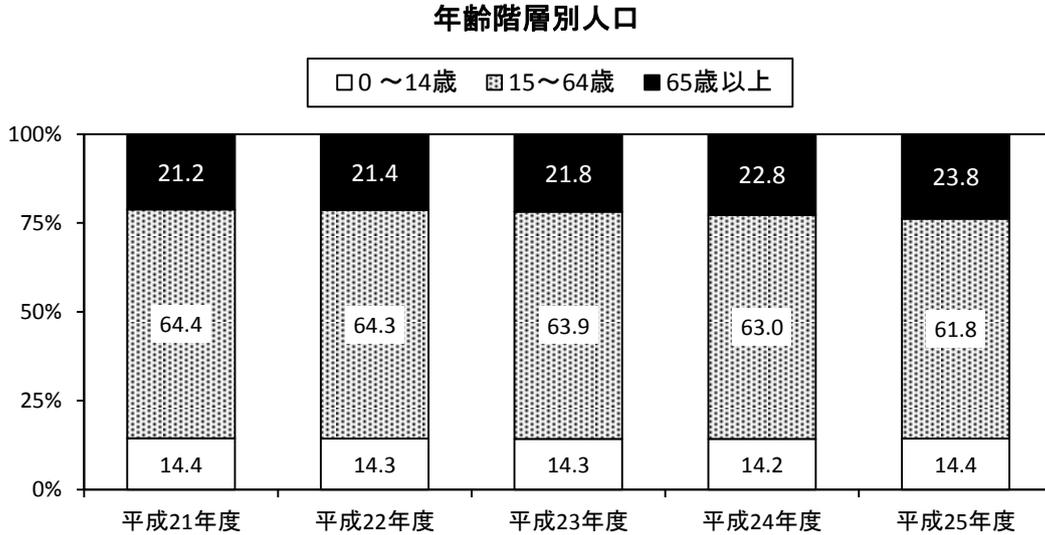


資料：住民基本台帳

## 年齢階層別人口割合

最近5年間に於いて、15歳未満の子どもの割合はあまり変動がありません。

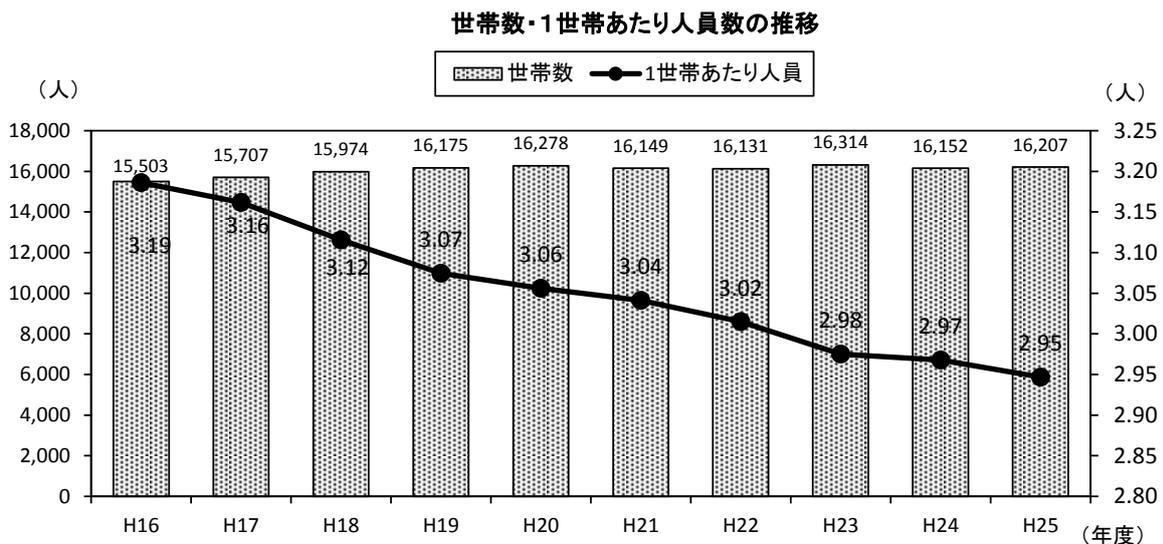
15歳～64歳の割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合が増加し、平成25年度には23.8%と約4人に1人が高齢者となっており、急速に高齢社会が進んでいます。



資料：住民基本台帳

## 世帯数・1世帯あたり人員数の推移

世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあります。

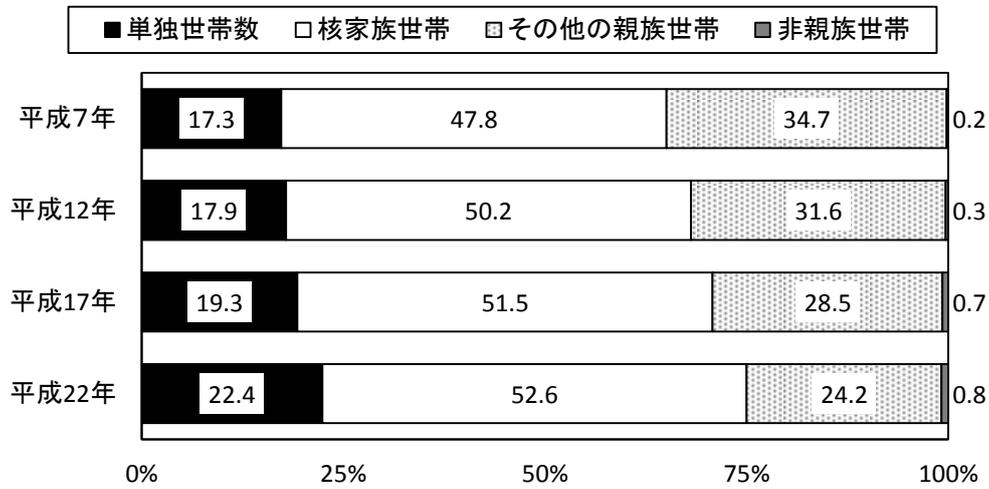


資料：住民基本台帳

## 世帯構成比率の推移

単独世帯数と核家族世帯が増加し、その他の親族世帯は減少しています。

世帯構成比率の推移



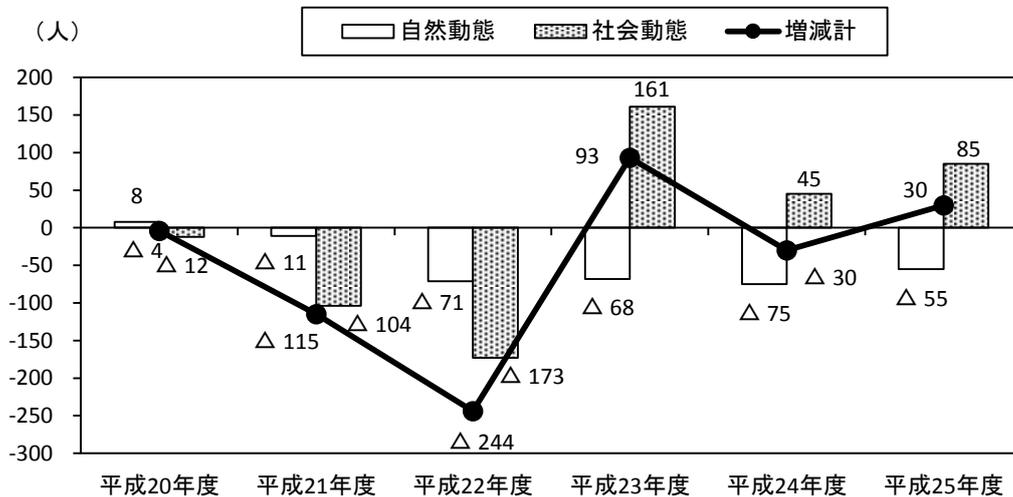
資料：国勢調査

## 人口動態の推移

自然増減は減少傾向にあります。

社会増減は平成 23 年度の 161 人をピークに増減を繰り返しています。

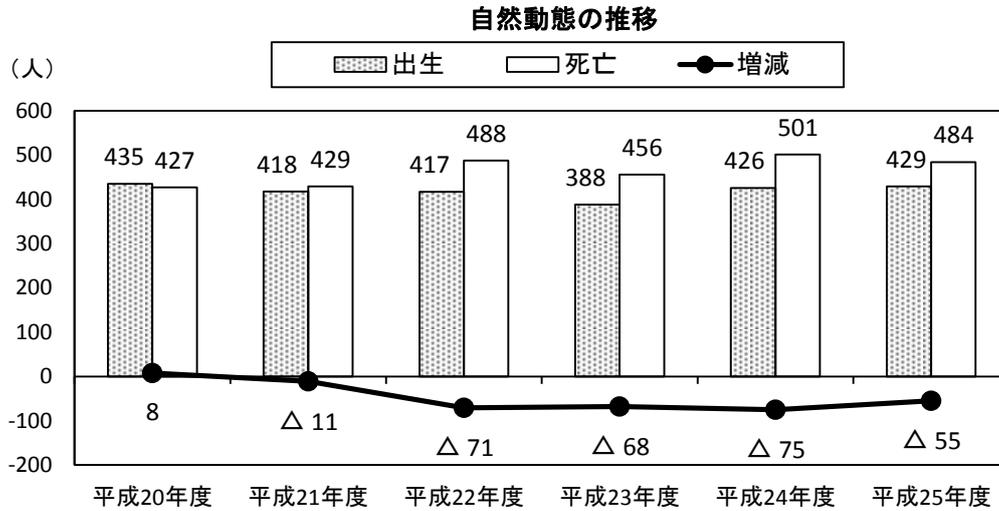
人口動態の推移



資料：菊川市データルーム

## 自然動態の推移

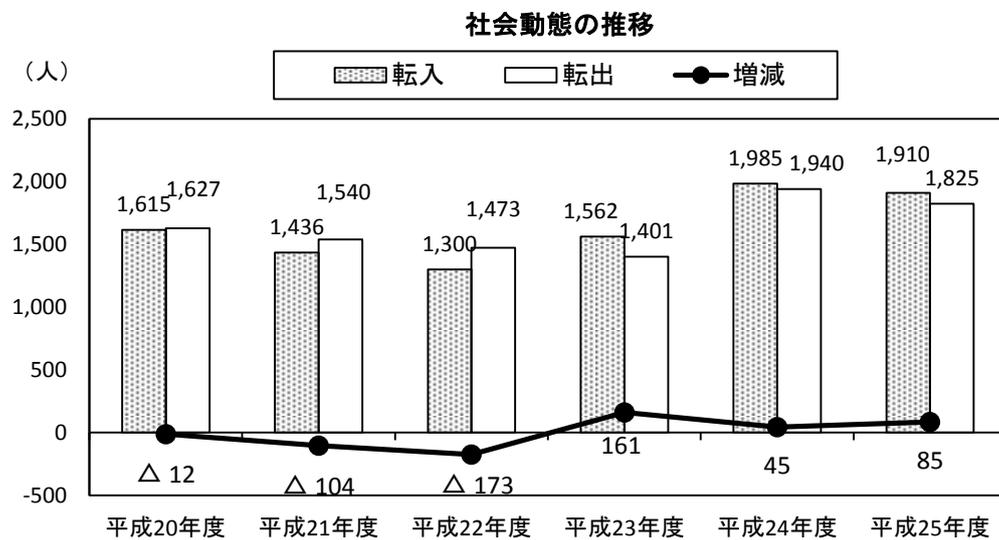
死亡者数が若干、出生数を上回っています。



資料：菊川市データルーム

## 社会動態の推移

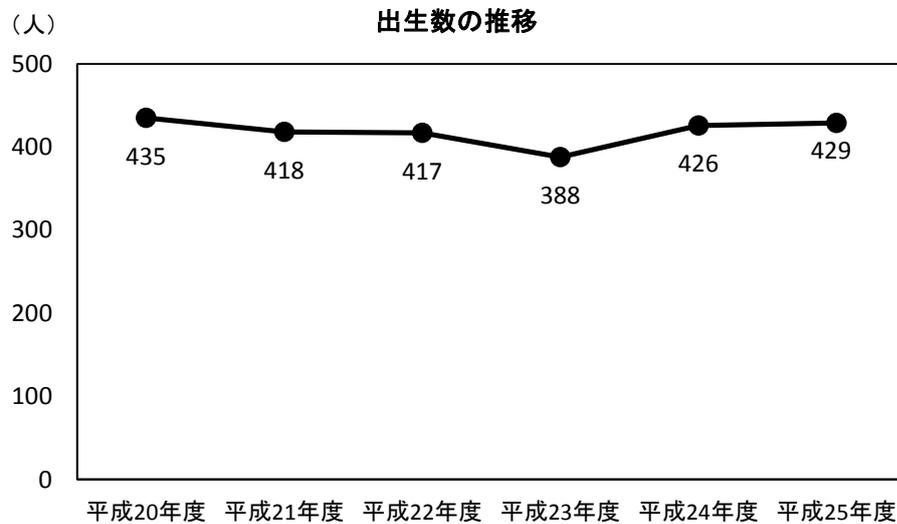
平成20年度～22年度までは転入が転出を下回っていましたが、平成23年度より転入が転出を上回っています。



資料：菊川市データルーム

## 出生数の推移

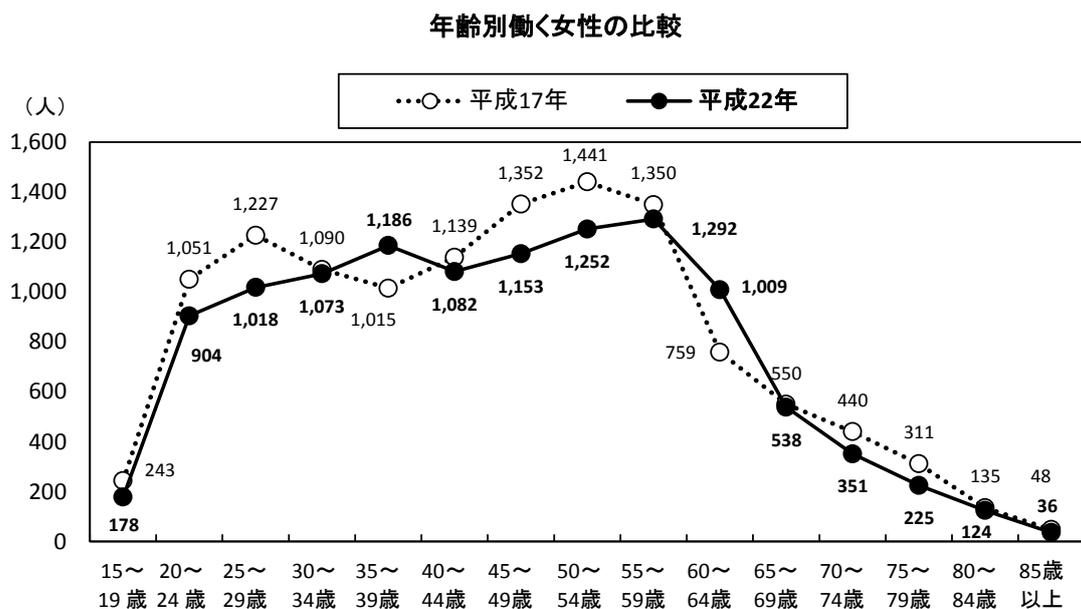
出生数の推移は、平成 23 年度までは減少傾向にありましたが、平成 24 年度から増加しています。



資料：菊川市データルーム

## 年齢別働く女性の比較

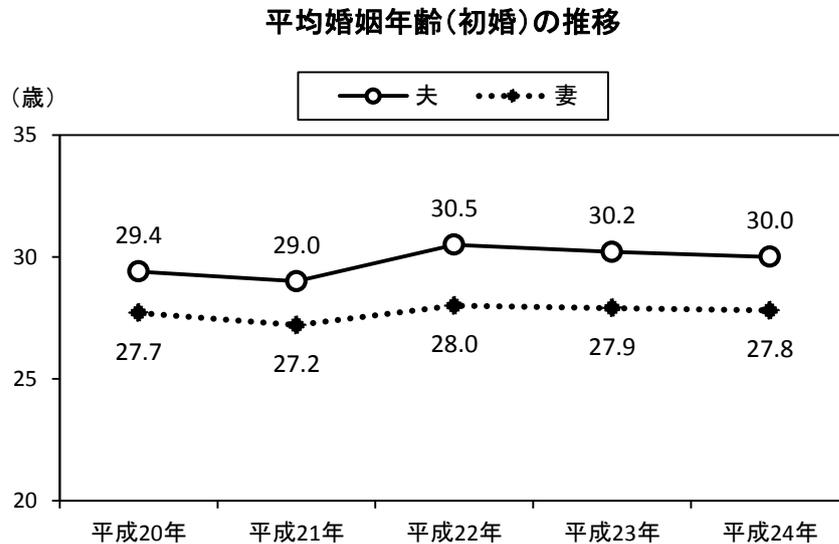
平成 17 年と 22 年の女性の就業人口を比べると、20～34 歳、45～59 歳までは平成 17 年の方が高く、35～44 歳までは平成 22 年の方が高くなっています。60 代の就業人口は大幅に減少しています。



資料：国勢調査

## 平均婚姻年齢（初婚）の推移

初婚における平均婚姻年齢は、平成 22 年がピークに横ばい傾向にあります。  
平成 24 年では、夫が 30.0 歳、妻が 27.8 歳となっています。

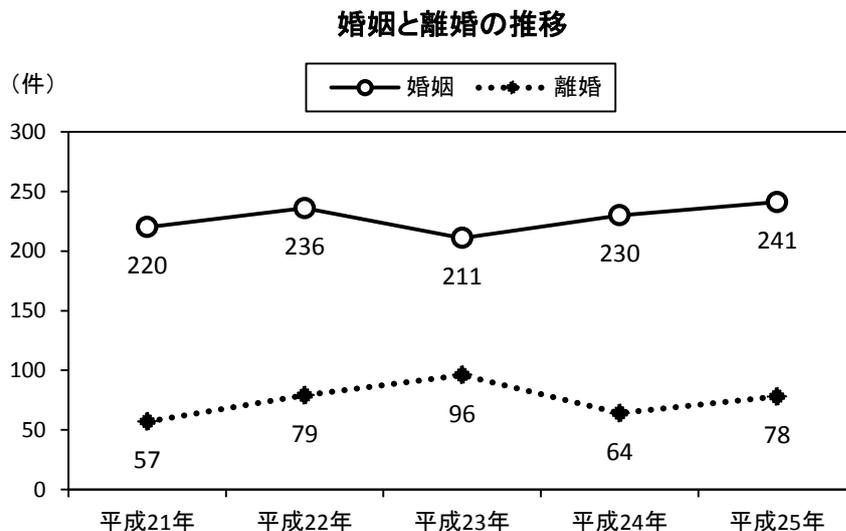


資料：人口動態統計

## 婚姻と離婚の推移

婚姻は、緩やかに増減を繰り返しています。

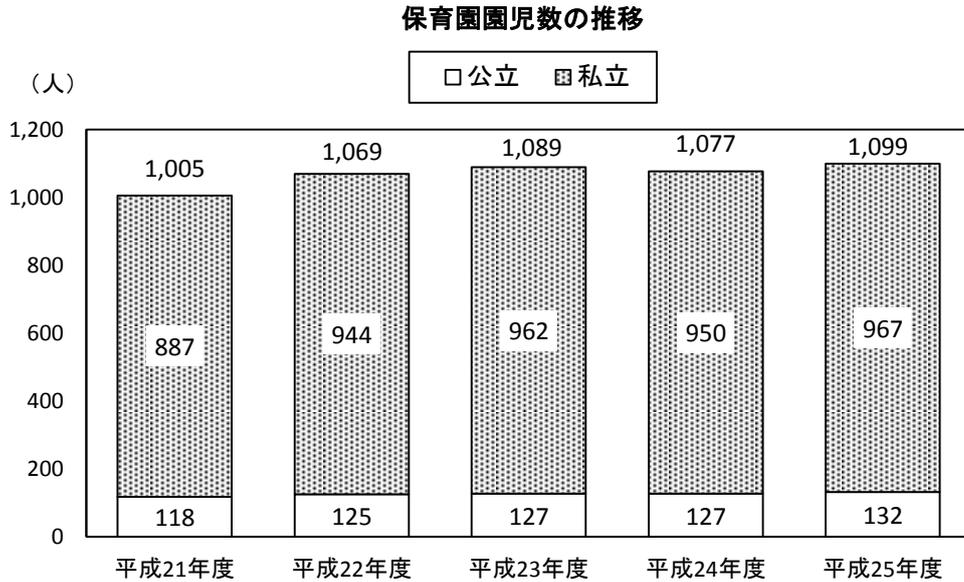
離婚は、平成 21 年から平成 23 年まで増加傾向でしたが、平成 24 年に 64 件に減少し、平成 25 年には 78 件と増えています。



資料：人口動態統計

## 保育園園児数の推移

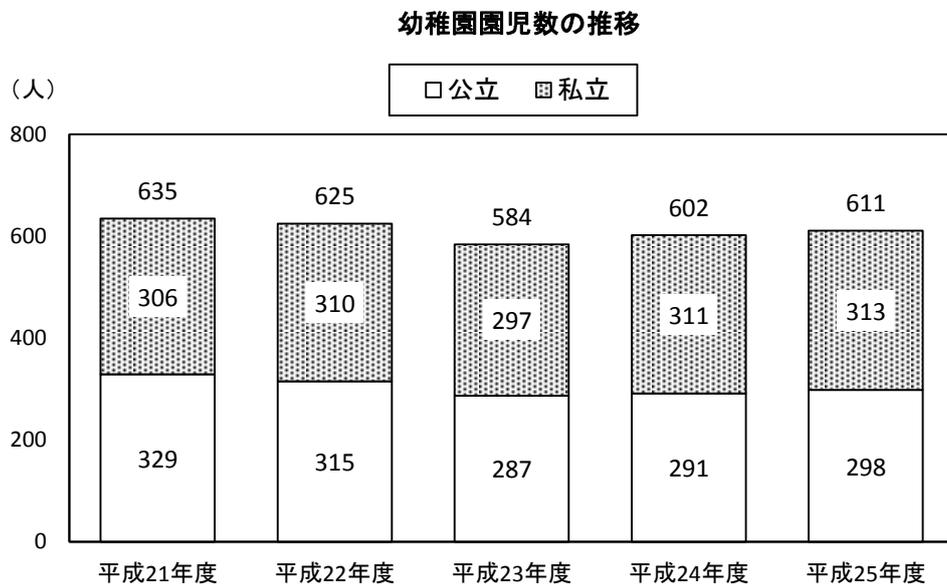
保育園の園児数は、公立、私立ともに平成21年度に比べ若干増加傾向にあります。



資料：菊川市データルーム

## 幼稚園園児数の推移

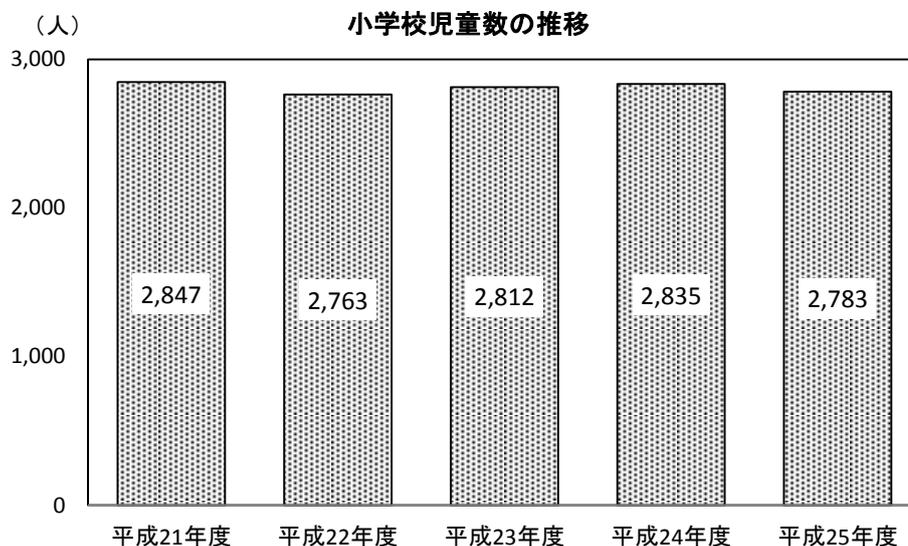
幼稚園の園児数は、公立幼稚園の園児数が減少しています。



資料：菊川市データルーム

## 小学校児童数の推移

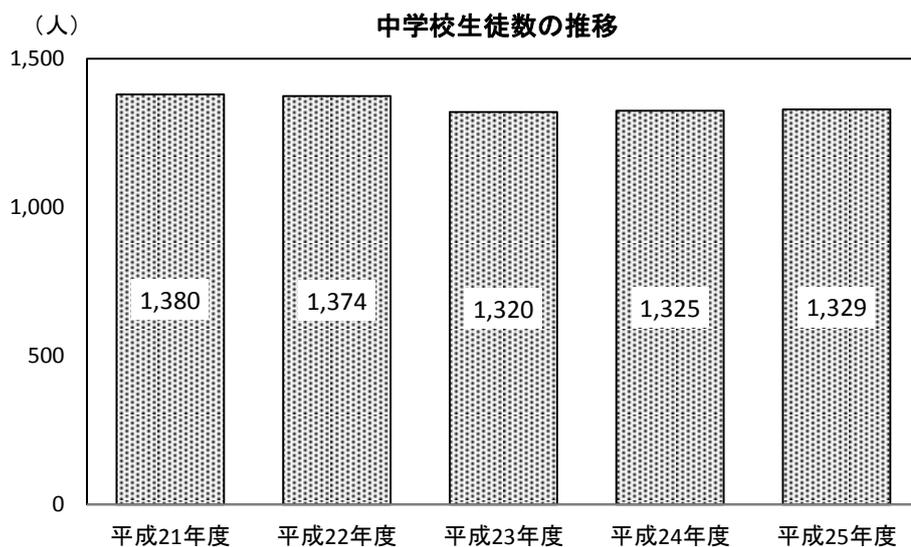
児童数は、平成 22 年度より減少しましたが、平成 23 年度から平成 24 年度に増加し、平成 25 年度に減少しています。



資料：菊川市データルーム

## 中学校生徒数の推移

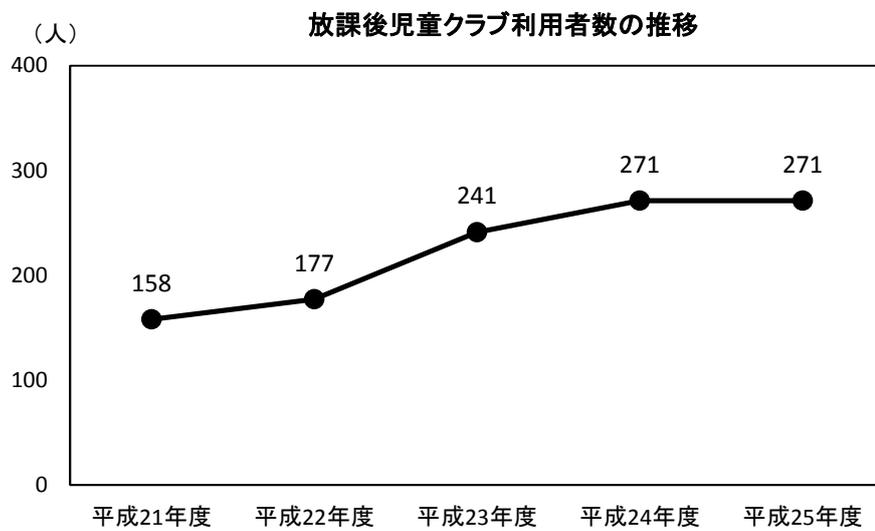
生徒数は減少傾向にありましたが、平成 25 年度に増加しました。



資料：菊川市データルーム

## 放課後児童クラブ利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者は、年々増加しています。



資料：幼児教育課

# 基本計画



©菊川市



## 基本計画

# 第1章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築

## 第1節 安心して妊娠・出産ができるために

### (1) 妊娠、出産の支援体制、周産期医療体制の確保

- 妊娠時に、出産や子育てに関して学べるプレママ・プレパパサロンを開催し、これから出産する母親の不安を取り除き、安心して出産・子育てができるよう、支援していきます。
- 地域で安心して出産ができるよう、今後とも医療関係機関に働きかけていきます。

【主な担当課：健康づくり課・病院】

### (2) 母体の保護

- 飲酒や喫煙が与える母体や胎児、並びに幼児（受動喫煙）への影響について、母子手帳交付時にリーフレット等を配布し啓発します。【再掲】
- 健康増進法に基づき、喫煙者に禁煙を促すと共に、受動喫煙を防止するため、市の公共施設の全面禁煙並びに公園等の公共空間での禁煙（喫煙場所指定）を継続します。

【主な担当課：健康づくり課・総務課】

### (3) 不妊治療への支援

- 不妊治療や子どもができにくい人に対する心のケアに取り組むとともに、相談や不妊治療に対する医療費の助成を行います。
- 妊婦健診に対する助成を行います。

【主な担当課：健康づくり課】



## 第2節 希望する幼児教育・保育サービスが受けられるために

### (1) 希望するサービスが受けられるための、受け入れ態勢の充実

- 新制度の下、求職中であっても保育園に預けられるよう、母親が就職（活動）しやすい環境を構築していきます。
- 待機児童（園児）が発生しないように、保育所定員の見直し等により、受け入れ人数の増加を図ります。
- 関係施設と連携協力し、受け入れ態勢の充実を図っていきます。
- 国の省庁再編や制度の見直し及び少子化などの状況を踏まえ、保育園・幼稚園の再編・統合・新設について検討していきます。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・学校教育課・教育総務課】

### (2) 新たな施設（認定こども園）や施設の保全とサービスの導入、改善

- 保育園や幼稚園について、認定こども園の可能性を検討します。
- 新たな制度における認定こども園について、必要な施設を認定こども園化していきます。
- 保育園や幼稚園について、建物を中心とした設備の把握を行い、必要な修繕や改修が行えるよう、施設整備計画を検討します。
- 園児が安心して保育や学べる機会を提供するため、施設の改善を行うと共に、長寿命化による改修・改善を行い、園舎の延命に努めていきます。
- 公立幼稚園と私立幼稚園が共存共栄できるよう、連携を図っていきます。
- 市内全ての保育園と牧之原保育園にて、継続してリフレッシュ・一時保育を行います。
- 必要に応じて気軽にリフレッシュ・時保育が利用できるように、利用手続きの簡素化を図ります。
- 利用者のニーズを踏まえ、幼稚園での預かり保育を行います。
- ニーズに対応した保育所の質的サービスの向上と、保育士の質の向上に努めます。
- 多様化する就業体制と保育ニーズに対応するため、延長保育を行います。
- 幼児期における家庭教育の大切さについて、保護者への啓発を進めます。
- 親子や家族との心身のふれあいを通し、豊かな心の育成に努めます。
- 小学校に入学した時に、子どもたちが戸惑うことがないように、幼稚園と保育園、小学校との交流を進めていきます。【再掲】
- 健康で安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・生活態度が取れるよう指導を行います。
- 業務のマニュアル作成や講習会を通じて職員の資質向上に努めます。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・学校教育課・教育総務課】

### (3) 小学生の放課後対応の充実

- 放課後児童クラブは、全学校で対応します。
- 長期休暇のみの放課後児童クラブの利用について、今後とも継続していきます。
- 利用希望者のニーズを把握した上で、必要な学区について放課後児童クラブの定員増を進めます。
- 高学年のニーズを把握し、小学4年生以上の放課後児童クラブの受け入れを行っていきます。
- 放課後児童クラブを通じて、学年を越えた交流を行います。
- 放課後児童クラブ指導員の資質向上と研修育成に取り組みます。
- 放課後子ども教室は、平成31年度までに全学校での実施を目指します。
- 全ての児童の安心安全な放課後等の居場所を確保するために、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課の間で、迅速な情報交換・情報共有を図り、一体的または連携した事業を進めます。
- 各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議し、積極的な余裕教室等の活用に努めます。
- 学校施設の使用計画・活用状況等について十分協議を行い、適切な体制づくりに努めます。
- きめ細かな相談に対応できるよう、主任児童委員の資質向上と研修育成に取り組みます。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・社会教育課・学校教育課】

### (4) その他の短期の子どもの預かり、保育ママなどサービスの導入等

- 親の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応するため、導入しているファミリー・サポート並びにその仕組みについてPRを行います。併せて、菊川市でファミリー・サポートが対応していることの周知を図ります。
- ファミリー・サポート・センターの依頼会員（預けたい人）、提供会員（預かる人）の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めていきます。
- 身近な地域子育て情報や保育所・幼稚園などのお知らせについては、公民館等多くの人が集まる場所や施設等において情報提供に取り組んでいきます。
- 増加する休日保育ニーズへの対応を図っていきます。
- 多様な子育て支援サービス情報や相談会、健康診断情報等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報の発信について検討します。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・健康づくり課】

## (5) 子どもの遊び場の確保

- 子ども同士で気軽に遊びに行ける身近な公園の整備・維持管理を進めていきます。
- 各地域にある既存の公園や広場について、地域みんなで利用しやすい公園にするため、住民参加で管理、活用する公園としていきます。
- 遊具の設置、点検、撤去に対する補助制度を整備し、地域での取り組みを支援します。

【主な担当課：福祉課・都市整備課】

【施設を管理する各課：財政課・都市整備課・農林課・商工観光課】



©菊川市

## 第3節 子どもの健康と安全を守るために

### (1) 子どもの健康維持・増進

- 月齢に応じた健康診断を受診しやすくするため、全戸に「健康カレンダー」を配布し、日程をお知らせします。健診未受診者には電話、はがき、訪問などにてお知らせや状況確認をします。
- 乳幼児のいる家庭を訪問し、母親の育児不安等の解消に努めます。【再掲】
- 母子保健関連研修会に参加し、保健師の資質向上に努めます。
- 子育て講演会や育児相談などを通じて、子育ての楽しさを知る機会を提供していきます。
- 健診時、個別相談・教育講演会などを通じて、子どものしつけについての学習機会の提供を行います。
- 保育所や幼稚園の父母会、小中学校のPTA 懇談会などを通じ、育児の楽しさについての講演会や相談会などを開催し、子育て不安の解消に努めます。
- 子育ての中で基本的な生活習慣やものの感じ方、考え方、価値観など人格の基本となるものを身につけさせるために、家庭教育学級への参加を促進し、家族ぐるみで子育ての楽しさなどを親子ともに学習できる機会を提供します。
- 飲酒や喫煙が与える母体や胎児、並びに幼児（受動喫煙）への影響について、母子手帳交付時にリーフレット等を配布し啓発します。【再掲】
- 市役所、公的施設、企業、店舗など公的施設内での禁煙や分煙を進めます。
- 公園や運動場などでの分煙に取り組みます。

【主な担当課：福祉課・健康づくり課・幼児教育課・学校教育課】

【施設を管理する各課：財政課・社会教育課・都市整備課・農林課・商工観光課】

### (2) 食育の推進

- 食育連絡会を通じて、地域と連携を取りながら食育を進めていきます。
- 栄養バランスの取れた食事は、乳幼児から大人にとってとても大切なことから、小さな頃から規則正しい食習慣を身につけるために、離乳食教室、料理教室、食育講演会などを中心に啓発活動を進めていきます。
- 保育所や幼稚園、小中学校の参観会等を通じて、親に対し食育講演や指導に取り組んでいきます。
- 食習慣を改善し、体力の向上及び心身の健康づくりに努める子どもを育てます。
- お茶摘み体験やお茶の入れ方の学習を通じ、特産品であるお茶の効能など、食と文化の理解を深めていきます。

【主な担当課：健康づくり課・幼児教育課・学校教育課】

### (3) 小児医療体制の充実

- 子どもに関連する予防接種や健診、保育所・幼稚園、子育て支援センター・児童館などの活動や情報をどこでも得られるよう、ホームページなどにより情報提供を行っていきます。
- 子育て支援の一環として、各小児科医療機関と今後とも連携を図っていきます。
- かかりつけ医を決め、患者と医者相互の信頼関係を築いて相談ができるように健診などを通じて指導していきます。
- 安心して子育てができるよう、子どもの医療費等の支援を行います。
- 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付を実施します。
- 中学校修了まで、通院にかかる保険診療適用分、入院にかかる保険診療適用分及び入院時食事療養費を負担します。（通院1回500円月4回まで、5回目以降は無料）
- 病気やケガが治りつつある子どもを受け入れる病後児保育を実施します。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・健康づくり課】

### (4) 救急医療体制の充実

- 子どもの夜間・休日の急病や事故など緊急時に対応できるよう、地域医療機関との連携を図るとともに、（子どもの急病時のアドバイス）静岡こども救急電話相談の周知や広報紙などを通じて当番医の情報発信を継続します。

【主な担当課：福祉課・健康づくり課】

### (5) 子どもの安全（交通・施設等）の確保

- 公共施設・公共トイレなどを中心に、ユニバーサルデザインを取り入れた子ども連れで利用しやすい環境整備を進めていきます。
- 商店や銀行、郵便局など公共性の高い施設のユニバーサルデザインの導入を呼びかけ、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。
- 主要幹線道路の歩道の確保に努めます。
- 市道の安全対策に取り組みます。
- 通学路などを中心に自治会を通じて街灯（防犯灯）の設置を進め、安心して歩ける環境を確保します。
- PTA や自治会を中心に通学路の安全点検に取り組み、安心して通学できる環境づくりを進めます。【再掲】
- 児童館や地域の施設などの開放に取り組んでいきます。
- 児童館は乳幼児だけでなく、小学生などの利用に対応します。
- 児童館で企画する様々な事業（イベントや教室）への定員の見直しを行うとともに、希望者多数の教室などについては、二次募集を行うなど柔軟な対応を行います。
- 図書館の児童コーナーの充実を行います。

【主な担当課：建設課・都市整備課・安全課・福祉課・幼児教育課・学校教育課・図書館】

## (6) 子どもの犯罪等の被害防止

- 地域においても、声かけ運動に取り組むよう啓発を行います。
- 各小学校 PTA を中心に、こども 110 番の家の参加者拡大に努めます。【再掲】
- 学校や幼稚園、保育園への不審者の侵入を防止するとともに、緊急時に対応できるよう訓練等を進めます。
- スクールガードによる子どもの登下校の見守りを行います。【再掲】

【主な担当課：安全課・学校教育課】



## 第4節 支援が必要な家庭が安定し、子どもが健やかに育つために

### (1) ひとり親家庭への自立支援

- ひとり親家庭の自立のための各種支援を行います。
- 父子家庭でも安心して子育てできる支援体制の充実を図ります。

【主な担当課：福祉課】

### (2) 孤立しがちな母親への支援

- 育児にかかりきりになり外に出られない親による幼児虐待の恐れがないか、乳幼児全戸訪問を通じて見守りを行います。
- 多様な子育て支援サービス情報や相談会、健康診断情報等の SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報の発信について検討します。【再掲】

【主な担当課：福祉課・幼児教育課・健康づくり課】

### (3) 障がいのあるまたはうたがわれる子どもや家庭への支援、特別支援教育の充実

- 乳幼児のいる家庭を訪問し、母親の育児不安等の解消に努めます。【再掲】
- 保健師による訪問や窓口における相談においても養育支援を行います。【再掲】
- 幼稚園、保育園、小中学校とも連携し支援が必要な児童やその親への支援を行います。
- 様々な障がいのある子どもに対する支援と、障がいのある子どもの親のネットワークの支援を行います。
- 心身に障がいのある子どもの早期発見と継続的なケアを行います。
- 障がいのある子どもの親への支援、カウンセリングを行います。
- 障がいのある子どもの幼稚園、保育所、小中学校での受け入れを進めます。
- 放課後の充実と親の負担の軽減のため、たんぽぽ、ふれんずつばさを継続します。
- 心身障がい者に対する偏見や差別意識をなくすよう、今後とも啓発に努めます。

【主な担当課：福祉課・健康づくり課・幼児教育課・学校教育課】



#### **(4) DV、児童虐待防止対策の充実**

- 社会的な孤立、子育て経験の乏しさ、子育ての過剰な負担などが要因となって引き起こる児童虐待を未然に防止するため、関係機関と連携し相談事業を実施します。
- 要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換及び検討を行います。
- 児童虐待の発見時の相談先をPRし、迅速な児童保護を実施します。
- 県児童相談所と連携を取り、児童保護を実施します。
- 家庭児童相談室において、子どもの健やかな成長や子どもと家庭の様々な相談を受け付け、多様化する子育てへの悩みに対応します。
- 育児に悩んでいる親が気兼ねなく相談できる場所を提供します。
- 保健師による訪問や窓口における相談においても養育支援を行います。【再掲】

**【主な担当課：福祉課・健康づくり課】**

#### **(5) 定住外国人家庭と子どもへの支援**

- 定住外国人の方々にも、相談・健診受診時には、予防接種の実施確認をし、未接種者に対しては接種することを勧めます。相談・健診受診時にはポルトガル語通訳者ができる限り同席します。
- 乳幼児のいる家庭を訪問し、母親の育児不安等の解消に努めます。【再掲】

**【主な担当課：健康づくり課・福祉課・学校教育課・地域支援課】**

## 第2章 子どもから若者まで、安心して成長できる地域の創造

### 第1節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実のために

#### (1) 学校教育環境の充実

- 文部科学省が設定した、学習指導要領に基づいた教育の充実に努めます。
- 教育の理念に基づいた「生きる力」の育成を図ります。
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視した教育に努めます。【再掲】
- 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな身体の育成に努めます。
- 国語をはじめ、各教科等での記録、説明、批評、論述、討論などの学習の充実に努めます。
- 理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実に努めます。
- 人やものなど、地域のよさを生かした総合的な学習の時間などを工夫し、子どもたちに学習する楽しさを提供していきます。
- 学校司書を派遣するなど学校図書館の充実を図り、読書習慣を身につけるよう取り組みます。
- 命を大切に作る心や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育む、道徳教育の充実に努めます。
- 人間性を尊重した教育に取り組みます。
- 小学校へ入学した時に、子どもたちが戸惑うことがないように、幼稚園と保育園、小学校との交流を進めています。【再掲】
- 指導力と熱意があり、子どもへの愛情にあふれた教職員の育成に努めます。
- 教職員自らが子どもたちの生きる手本となるよう、資質向上に努めます。
- 基礎基本の確実な定着と、自ら学び自ら考え正しい判断ができる子を育てます。
- 体験や問題に対する解決する力をつけるなど、魅力ある授業に取り組みます。
- 職員（教員）一人ひとりの意識やモラルの徹底に努めます。
- ICT を活用した教育の充実を図ります。

【主な担当課：学校教育課・幼児教育課・図書館・福祉課】

#### (2) 地域と学校との連携

- 体験活動を通じ、自分のよさや可能性を実感する、自らの課題を見つけ解決する喜びを実感する教育を進めます。【再掲】
- 基本的な生活習慣・社会規範等を身につけるため、学校、家庭、地域の連携を図ります。
- 住民、関係団体との人的ネットワークを進めるとともに、地域の教育活動との連携を図ります。【再掲】

【主な担当課：学校教育課・幼児教育課・社会教育課・地域支援課】

### (3) 菊川市ならではの自然とのふれあいや職業体験の提供

- みどり豊かな郷土を愛し、地域に誇りが持てる子どもを育てます。
- 食習慣を改善し、体力の向上及び心身の健康づくりに努める子どもを育てます。
- 将来、社会に出るための仕事の仕組みや職業体験などについて、地域の店舗や事業所などと協力して、取り組めます。
- お茶の手もみや棚田の稲刈りなど体験活動を通じ、自分のよさや可能性を実感する、自らの課題を見つけ解決する喜びを実感する教育を進めます。

【主な担当課：学校教育課・幼児教育課・社会教育課・商工観光課・農林課】

## 第2節 子どもを地域全体で支えるために

### (1) 地域の子育て力の向上

- 地域・学校・家庭が連携を取り、交流できるよう、相互の連携強化を進めます。
- 子ども会などを通じて健全育成に取り組めます。
- 核家族の増加による地域コミュニケーション不足に対応するため、地域イベントや地域活動などに対し自治会や子ども会などを中心として呼びかけを行い、交流の機会づくりに取り組んでいきます。
- 地域での子育てサークルの設立と各組織の連絡体制づくりの支援を行います。
- 各種サークル活動との連携により、市役所の子育て支援情報や子育てニーズに対する調査結果などをお知らせし、子育てサークルの活動に反映できる体制づくりを行います。
- 補助金の交付により、子育てサークル等組織の充実を図ります。
- 子育てサークルが、地域の公民館や集会場などを気軽に利用できるよう支援していきます。
- 青少年の健全な心身の発達を促すため、スポーツや地域活動への積極的な参加を勧めます。
- 小・中学生やその保護者が気軽に立ち寄ることができる場所の確保を検討します。

【主な担当課：学校教育課・社会教育課・福祉課・地域支援課】

### (2) 子ども・子育てに伴う経済的な支援

- 経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対して、学用品、修学旅行、給食、医療にかかる費用を援助します。
- こども医療費、児童手当など経済的な支援を進めます。

【主な担当課：教育総務課・学校教育課・福祉課】

## 第3節 社会生活に必要なことを学ぶために

### (1) 児童の健全育成

- 総合的な学習の時間並びにボランティア体験などの機会を通じ、保育所等で乳幼児とのふれあいの機会づくりを提供していきます。
- 子どもに確かな学力を育むために、授業改善や学習指導要領についての研修を実施し、教員の資質向上と子どもの学力向上を目指します。
- 生きる力の育成に向けて、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成やバランスを重視します。【再掲】
- 基本的生活習慣・社会規範等を身につけるため、学校、家庭、地域の連携を図ります。【再掲】
- 日本と外国の違いや、よさがわかる国際理解教育に取り組みます。
- 自他の学習や生活を豊かにするための情報活用能力を育てます。
- 一人ひとりの子どもの発達に応じた教育に取り組みます。
- 生活習慣を身につけ、自分の力でできる喜びを味わえる子どもを育てます。
- 自分や他人のよい行動に気づき、思いやりを持った子どもを育てます。
- 日常生活や行動の中で、人・自然・動植物との関わりを大切にした教育を進めます。
- 友達と一緒に生活する楽しさを味わえる教育に取り組みます。
- 障がいについての理解を深め、共に生きていく姿勢を育む特別支援教育を進めます。
- 環境問題に興味・関心を持ち、改善に向けて積極的に取り組める子どもを育てます。
- 明るく、元気なあいさつが交わせる環境づくりに取り組みます。
- 住民、関係団体との人的ネットワークを進めるとともに、地域の教育活動との連携を図ります。【再掲】
- 地域活動などを通じて、自然体験や様々な体験の機会を提供していきます。
- 子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるための様々な行事やサービスの充実に努めます。

【主な担当課：学校教育課・社会教育課・福祉課・図書館】



## (2) いじめ・不登校のない学校づくり

- 思春期の悩み、いじめ・不登校、進学など、小学校高学年から中高生の多くの悩みに対応する、家庭児童相談員の配置による相談体制・サービスの充実を図ります。
  - いじめなどを見かけたら、早めに対処し、深刻にならない体制づくりを行うと共に、適正に対応できる教師の指導を行います。
  - 人目を気にせず気軽に相談できるよう、様々な方法での悩み相談にも対応していきます。
  - 多様化する悩みに対応できるよう、小中学校の教育相談員の資質向上と研修を進めます。
  - スクールカウンセラーの定期巡回を継続していきます。
  - 家庭児童相談室と学校との連絡体制の強化を図ります。
  - 小・中学生やその保護者が気軽に立ち寄ることができる場所の確保を検討します。
- 【再掲】

【主な担当課：学校教育課・福祉課】

## (3) 思春期保健（非行、犯罪、危険薬物、感染症など）

- 未成年者の飲酒・喫煙の危険性について学習をしたり、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり起こさないように教師などの指導者への研修を実施していきます。
- 喫煙が母体に与える影響などについて学習し、安易に喫煙習慣を持たないよう、指導を行います。
- 思春期の悩み、性に対する興味などに対し、適正な指導を行う思春期講座を開催し、援助交際など安易な行動に伴う心と体の不安への啓発を進めるとともに、結婚や出産、育児の楽しさを伝えていきます。
- SNS（ソーシャルネットワークサービス）利用によって心身に悪影響を及ぼすことがないように、保健体育をはじめ様々な指導や情報モラル教育を推進します。
- 危険ドラッグ（脱法ハーブ）や麻薬、薬物の危険性について、中学校の保健体育、高等学校などの授業において、指導を行います。

【主な担当課：学校教育課・健康づくり課】

## (4) 次代の親教育

- 総合的な学習の時間並びにボランティア体験などの機会に保育所等で乳幼児とのふれあいの機会づくりを提供し、子どもの可愛さ、大切さなどを学べる機会を提供します。【再掲】
- 夫婦揃って体験するプレママ・プレパパサロンなどを通じて、妊娠期間中の子育て講座を開催し、育児の楽しさを伝えます。

【主な担当課：学校教育課・健康づくり課】

## 第4節 若者の自立と就労支援を促進するために

### (1) 若者の雇用の確保

- 不況や雇用形態の違いによる経済格差が生じ、さらに非就業や非正規雇用が増えているため、就業や正規雇用の促進について企業への働きかけを行います。
- パート・アルバイトの若者や子育て経験のある母親を正規雇用に移行するなど、職場環境の改善に努めるよう関係組織に働きかけを行います。併せて、非正規雇用を削減するための企業への取り組みを働きかけます。
- 農業や市の基幹産業でもある茶業への若者の雇用、就職希望者などについて、受け入れ態勢の強化並びに、人材育成を行います。

【主な担当課：商工観光課・農林課・茶業振興課】

### (2) 結婚できる機会の提供

- 民間のみならず、商工会、農協、社会福祉協議会をはじめ、行政も参加して、結婚する機会がなかなか確保できない人に対し、広域で連携を図りながら、婚活機会を提供します。
- スポーツ、文化をはじめ、農業体験や観光等のイベントを通じて、出会いの場の提供を行います。

【主な担当課：商工観光課・農林課・茶業振興課・社会教育課・福祉課】



## 第3章 多様なネットワークによる子育て力のある地域の創造

### 第1節 子育て支援の拠点・子育てネットワークの充実のために

#### (1) 地域における子育て支援の拠点等の機能の充実

- 子育て不安に対する電話相談での対応を行います。
- 地域に身近な地区センターや地区公民館、公会堂などを、子どもの遊びのスペースや子育てについて自由に話ができるスペースとして活用できるよう図っていきます。
- 「菊川児童館」、「小笠児童館」などの地域拠点施設を、夏休みに子どもが集まり、活動できるように進めます。
- 子どもの参加するイベントは、開催時期が集中しないよう、関係機関と調整を取りながら検討を進めていきます。
- 親子で参加できるよう、週末や休日にイベントを行うように配慮します。
- 児童館などで開催する各種教室は、より多くの希望者が参加できるように配慮すると共に、希望者の多い教室については第二期募集を行うなど、多くの子が参加できるような対応をします。
- 家庭児童相談室において、子どもの健やかな成長や子どもと家庭の様々な相談を受け付け、多様化する子育てへの悩みに対応しています。【再掲】
- 育児に悩んでいる保護者が気兼ねなく相談できるような場所を提供しています。

【主な担当課：福祉課・児童館・子育て支援センター・健康づくり課・  
地域支援課・学校教育課・社会教育課】

#### (2) 地域における子育てネットワークの機能の充実

- 地域の子育て家庭に対する育児相談や、子育てサークル支援等を行っていきます。
- 高齢者と子どもとのふれあいの機会を増やすために、今後とも地域における世代間交流を進めていきます。
- 一人で子育てに悩んでいる母親に対し、定期健診などの未受診者への家庭訪問や電話連絡による相談体制の充実を図っていきます。
- 子育てサークル、子育て支援センターの活動などにとけ込めない母親のフォローを行います。
- 母親の育児不安やストレス解消の場として、同世代が交流、話し合いできる場の提供を様々な機会を通じてお知らせしていきます。
- きめ細かな相談に対応できるよう、主任児童委員の資質向上と研修育成に取り組んでいます。【再掲】

【主な担当課：福祉課・児童館・子育て支援センター・健康づくり課・  
地域支援課・学校教育課・社会教育課】

## 第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に生活するために

### (1) 自然災害（地震、風水害等）からの安全確保

- 地震災害については、できる限り減災となるよう防災対策や震災対策を行います。
- 学校施設や公共施設等の耐震化を進めていきます。
- ゲリラ豪雨や突風などに対し、子どもの安全を守るため、早めの情報発信を行い、休校や早期の帰宅などの指示を的確にだしていきます。
- 深夜の避難などがなく、台風やゲリラ豪雨などが発生する恐れがある場合については、早めに警報をだすなど、安全対策に努めます。
- 地形的な条件から、急傾斜地崩壊危険区域などの指定を受けている斜面地の安全対策や土砂崩れ水害の発生がないよう、県と協議しながら安全対策の対応に努めます。
- 災害時の避難に備えて、避難場所や避難路の周知を図ります。

【主な担当課：安全課・学校教育課・都市政策課・建設課】

### (2) 地域での見守り支援活動（交通安全、不審者対策等）

- 学校や幼稚園、保育所での交通安全教室による子どもの交通安全への指導を行います。
- PTA や自治会を中心に通学路の安全点検に取り組み、安心して通学できる環境づくりを進めます。【再掲】
- 各小学校PTAを中心に、こども110番の家の参加者拡大に努めます。【再掲】
- 新入学時や交通安全週間など特定の時期のみの運動ではなく、保護者や地域の人たちが積極的に通学路などでの声かけ運動に取り組んでいくような運動を広めていきます。
- スクールガードによる子どもの登下校時の見守りを行います。
- 不審者情報をはじめ、防犯情報など、必要とする保護者にメールが送られるよう、体制をつくっています。
- 警察などと連携し、交通安全に対する啓発を進めるとともに、地域の企業への交通安全の呼びかけなどを行っていきます。

【主な担当課：安全課・学校教育課】

### (3) 事故や犯罪被害に遭った子の心のケア等

- 万が一の事件や事故、子どもの自殺など、身近な子が被害に遭ったり、現場に遭遇して精神的に不安定になる子どもに対し、関わりのある子どもたちの心のケアを学校カウンセリングや県派遣員により行い、動揺が広がらないように努めます。

【主な担当課：学校教育課・安全課・福祉課】

## 第3節 地域における多種多世代交流活動の活性化のために

### (1) 地域での子育て支援（地域の集会場等、高齢者の生きがい対策等）

- 子どもの、地域でのボランティア体験などの機会の提供を行います。
- 地域活動において、子どもが参加する自然体験や様々な体験の機会を提供していきます。
- 子どもに遊びを教える大人の育成を行うとともに、父母の参加を促し、親子のふれあい機会の提供を行います。
- 核家族化の進行により、高齢者と子どもが交流する機会が減少していることから、昔ながらの自然の中での遊びや昔の手作り工具遊びなど、地域のお年寄りと子どもがふれあう機会の提供を行います。
- 子どもと高齢者のふれあう機会において、高齢者は子どもから元気をもらい、子どもは高齢者とふれあい、しつけ・昔の遊びなどを教えてもらう等、相互に元気になる活動を地域に普及させていきます。
- 地域にある高齢者が集う施設（地区センター）などを活用し、子育て支援センターなど遠くの場所に預けに行けない保護者が、身近な場所でちょっとした用事（病院や買物など）で、気軽に短時間預けられる環境づくりの検討を進めます。
- 最近の子育ての仕方、食育、孫との接し方、ケガや病気への対応、子どもの発する救難信号の見分け方などについて、ことぶき教室などを通じて提供を行います。
- 親世代と祖父母世代の意識の違いに悩む高齢者の子（孫）育て相談に取り組みます。
- 家庭と地域社会を基盤とした幼児教育に取り組みます。

【主な担当課：学校教育課・社会教育課・長寿介護課・健康づくり課・福祉課・幼児教育課】

### (2) 近隣市との子育て連携

- 就業の多様化、広域化により、職場に近い保育所などを利用する人もみられることから、他市の施設を利用する保護者、並びに他市から菊川市の保育施設の利用を希望する保護者などに対し、広域連携における子育て支援に対応します。
- 子育て施設を必要とする人が、必要とするサービスを必要とする場所で安心して利用できるよう、今後とも広域間の相互連携を図ります。

【主な担当課：福祉課・幼児教育課】

## 第4章 仕事と生活が調和した社会の構築 (ワーク・ライフ・バランスの実現)

### 第1節 働き方の見直しによって子育てしやすくするために

#### (1) 企業誘致による人口増加策の推進

- 子育て環境の充実を図ると共に、定住人口の増加、若者世代が地元に戻ってこられる環境づくりを図り、企業が進出しやすいような都市計画や土地の有効利用を図っていきます。
- JRの駅や東名高速道路のインターチェンジがあることを活かし、企業誘致を推進し、若者の定住化、結婚、生活しやすい環境、子育てしやすい環境、自然と調和した環境の整備に努めます。

【主な担当課：都市政策課・商工観光課】

#### (2) 男性の子育て参加の促進

- 父親への子育て参加の啓発を行い、父親の子育て支援を呼びかけます。
- プレママ・パパサロンを開催し、父親の子育て参加を促します。
- 年次有給休暇の取得推進を企業に働きかけ、父親の授業参観や三者面談などの学校行事への参加を促進します。

【主な担当課：健康づくり課・福祉課・商工観光課】



## 第2節 仕事と家庭が両立できる職場環境の改善のために

### (1) 育児休業制度・両立支援制度の普及・定着化

- 育児休暇を取りやすい体制づくりに取り組むため、企業への働きかけを行っていきます。
- 男性の育児休暇の取得の推進を図っていきます。
- 育児休暇から職場復帰にあたり、十分な配慮がされるような体制づくりへの働きかけを行っていきます。
- 仕事と家庭生活がバランスよくできるような社会環境の実現に向けた働きかけを行っていきます。
- 家族で過ごす時間を増やすため、年次有給休暇の取得推進を企業に働きかけていきます。

【主な担当課：商工観光課・福祉課】

### (2) 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）

- 女性の労働体制の充実を進めるため、企業への働きかけを行っていきます。
- 女性が働きやすい環境づくりのための子育て支援の充実を図ります。
- 女性の労働時間に合った子どもの教育・保育の充実を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【主な担当課：商工観光課・福祉課・幼児教育課】

### (3) 事業所等への子育て支援理解・普及

- 一般の事業所等が事業所内保育所を導入するにあたっては国の制度や補助金を活用し、また、職員派遣や税制上の優遇措置などについて検討を行うと共に斡旋を行います。

【主な担当課：商工観光課・福祉課】



# 重点項目





# 重点項目

## 第1章 重点項目の考え方

子ども・子育て支援事業計画において、国が示した今後働く親への支援、待機児童の確保等の施策・サービスを重点項目としています。

次節以降に示す推計児童数、区域、量の見込みを元に、各種施策の目標値を設定します。

### 第1節 将来推計人口における子どもの数の予測

本市における今後5年間の子どもの数を、直近の住民基本台帳（含む外国登録人口）を元に予測すると以下のようになります。

単位：人

児童年齢	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	377	366	354	343	329
1歳児	399	385	374	362	351
2歳児	425	396	382	371	359
3歳児	446	428	398	384	373
4歳児	430	442	424	394	380
5歳児	434	425	437	419	390
0～5歳合計	2,511	2,442	2,369	2,273	2,182
6歳児（小1）	446	432	423	435	417
7歳児（小2）	473	442	428	419	431
8歳児（小3）	426	464	433	419	410
9歳児（小4）	463	424	462	431	417
10歳児（小5）	481	461	422	460	429
11歳児（小6）	423	473	453	415	452
6～11歳合計	2,712	2,696	2,621	2,579	2,556
合計	5,223	5,138	4,990	4,852	4,738

※平成21～25年の住民基本台帳（含む外国人登録人口）を元にコーホート法により推計した値

## 第2節 区域の設定

本市は、平成17年1月旧菊川町と旧小笠町が合併して誕生した市で、本市における行政活動は、合併以来、1つの市として取り組みを行ってきました。人口で見ると小規模ですが、JR東海道本線の沿線であり、高速道路のインターチェンジもあることから通勤や買い物などの利便性も高く、自然にも恵まれた地域であり、生活・子育てをするまちとしては、魅力あるまちといえます。

一般的な考えとして、子育て支援の取り組みにあたっては、子どもや保護者が住んでいる身近な場所で、質の高い教育・保育及び子育て支援のサービスが受けられることが求められます。本市には、3つの中学校がありそれぞれの地域の特色もありますが、本市の地理的状況や人口、交通事情その他社会的条件を勘案してみますと、子育て支援の取り組みを行うにあたっては、本市全域を1つの区域とすることが適当であると考えます。

### (1) 教育・保育の実施区域

本市全域を1つの区域とします。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施区域

教育・保育の実施区域と合わせ、本市全域を1つの区域とします。

## 第3節 量の見込みと確保の方策について

第2章の第3節以降に示してある、「子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容」における量の見込みと、確保の方策の表の見方について説明を行います。

### (1) 量の見込みについて

量の見込みは、平成25年度に実施した子ども・子育て支援事業計画の策定の基礎とする子育てのニーズを把握するために実施したアンケート調査（資料編参照）のうち、国が示す目標量の把握をするために行ったいくつかの設問を基本として、家族累計（夫婦世帯並びにひとり親家庭、多世代同居、両親の就労状況、フルタイム、パートタイム、就労時間、残業時間）から、子どもの現在の保育・教育状態などを基本として、アンケート結果における子育て支援の必要性を求め、将来の子どもの数に掛け合わせて求めています。

例えば、保育園への預け入れを希望しているのか幼稚園を希望するのか、何歳から預けているのか（預けたいのか）、保護者はどのような勤務体制で働いているのか、延長保育や預かり保育を利用しているのかまた利用したいのか、あるいは、将来どのような子育て支援サービスを利用したいのかなど、アンケートから求められている数となります。

### (2) 確保の方策について

確保の方策については、現在市内で行っているそれぞれの子育て支援サービスでどれくらいの受け入れができるか、あるいは、新規事業として、どれくらいのサービスを今後5年間のうちに提供できるかなどについて想定した上で、それぞれ認定の状況（1号認定、2号認定、3号認定など：第2章第1節の数値）に応じた、提供可能な数を表したものです。

量の見込み並びに確保の方策については、利用状況に応じて「人」もしくは、「回」（延べ日数、延べ利用者数）で表しています。

国が求める利用サービスの中においては、ニーズ量や市の規模、あるいはサービスの受け入れが対応できないものもあるため、平成31年度までに達成できないサービスなどもあります。

## 第2章 新制度に導入に伴う事業の目標

### (1) 子ども・子育て支援事業の主な内容

新制度（子ども・子育て支援事業）に伴い、保育・教育の必要性によって、子どもに対する認定の度合いが変わってきます。認定区分に加え、給付内容並びに支援事業の内容も以下のようになります。

### 子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の主な内容

	子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設型給付</li> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> <li>■地域型保育給付</li> <li>・小規模保育（利用定員6人以上 19人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul>
現金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診</li> <li>・実費徴収にかかる補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>

## 第1節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分

平成27年度より、教育・保育を受ける子どもにおいて、保護者の就労状況並びに、子どもの年齢や希望する教育、保育を踏まえ、次の1～3号認定に区分されるようになります。これらの認定は市が行いますが、幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、各園の判断によりどちらかを選択することになります。現行制度のまま継続する園に入園する（している）場合、支給認定は不要となります。

### 子ども・子育て支援事業計画に伴う認定区分

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準 時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども 園・地域型保育

「1号認定」満3歳以上で就学前の保育の必要がない子ども。新制度で運営される幼稚園に通う子どもが当てはまります。

「2号認定」満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもが該当します。

「3号認定」満3歳未満で保育の必要性があると認定された子どもで、現在保育所に通う0～2歳が当てはまります。

「2号認定」「3号認定」（保育所に通うことを認められた子ども）は、親の労働時間によって「標準時間」「短時間」という「保育必要量」の区分けが加えられます。ただし、私学助成で運営される幼稚園に通う子どもたちには、認定を受ける必要はありません。

「保育が必要」と認定されるのは、親が働いている家庭が中心となります。加えて、ひとり親家庭や虐待の危険のある家庭は、優先して入所できるように自治体が枠を設けることとなっています。

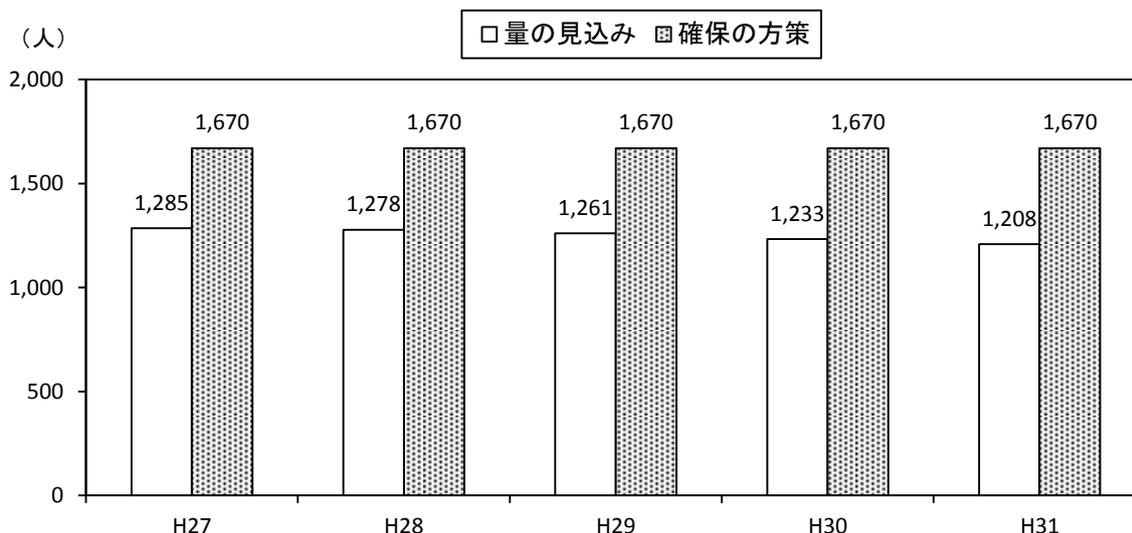
認定を受けた保護者には、「優先」枠の有無のほか、認定区分と、保護者負担（保育料）区分を記載した「支給認定証」が渡されます。

## (1) 教育・保育 1号認定及び2号認定

教育・保育を必要とする1号認定及び2号認定の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,285	1,278	1,261	1,233	1,208
1号認定	418	413	401	381	363
2号認定	867	865	860	852	845
教育ニーズ	167	165	160	152	145
その他	700	700	700	700	700
確保の方策	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
特定教育・保育	1,240	1,430	1,670	1,670	1,670
1号認定	540	635	755	755	755
2号認定	700	795	915	915	915
確認を受けない幼稚園	430	240	0	0	0



### 【取り組みについて】

量の見込みに対し、確保の方策が多くなっています。ニーズに対しサービス提供が行える見込みです。幼稚園の認定こども園化を図ります。

## (2) 教育・保育 3号認定

### 【保育利用率】

3号認定の保育利用率は、これからの需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

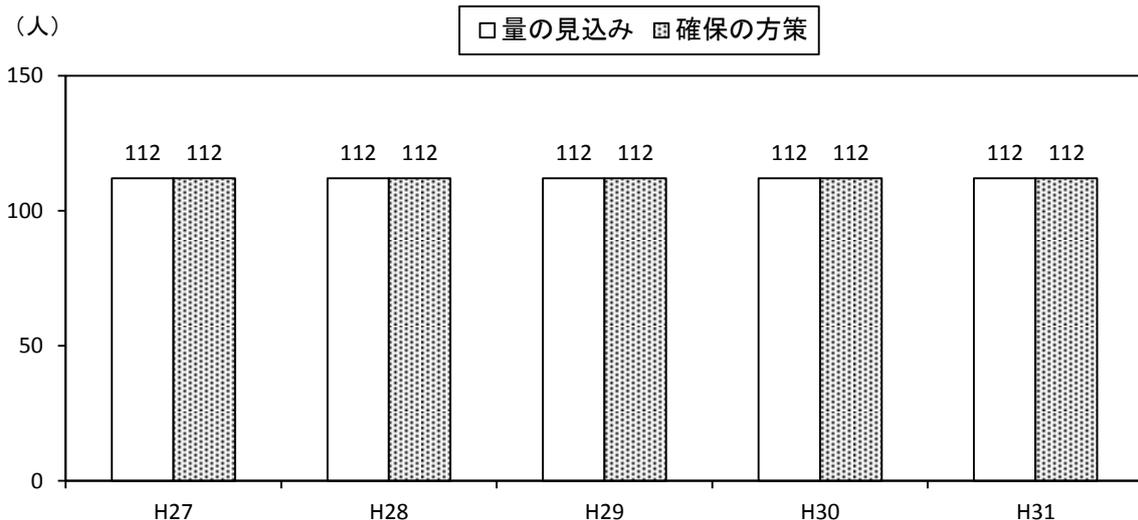
	H27	H28	H29	H30	H31
0～2歳の推計児童数	1,201	1,147	1,110	1,076	1,039
確保の方策	472	472	472	472	472
保育利用率	39.3%	41.2%	42.5%	43.9%	45.4%

### 【0歳】

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	112	112	112	112	112
確保の方策	112	112	112	112	112
特定教育・保育施設	112	112	112	112	112



### 【取り組みについて】

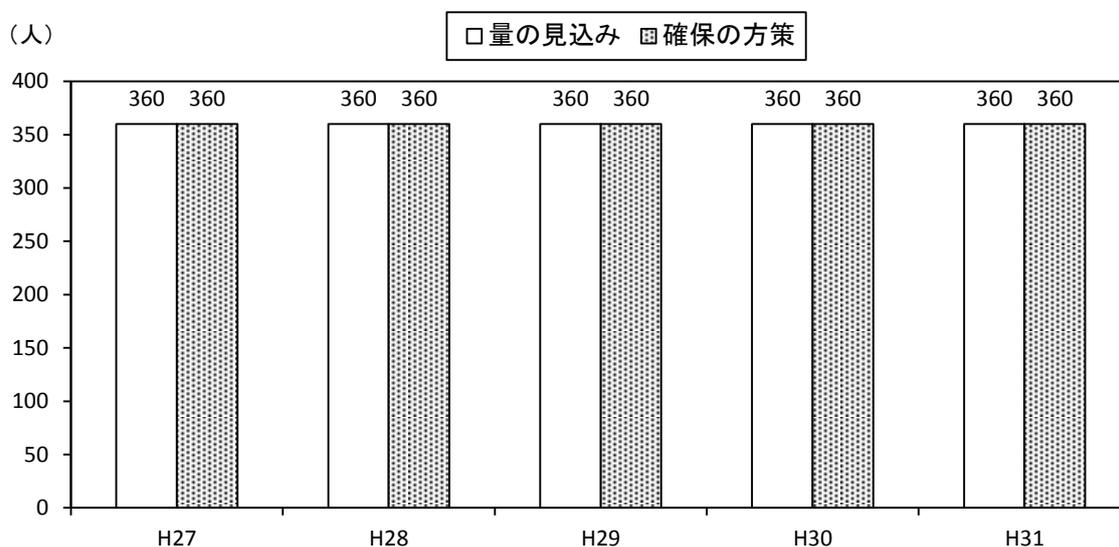
量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## 【1・2歳】

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	360	360	360	360	360
確保の方策	360	360	360	360	360
特定教育・保育施設	360	360	360	360	360



## 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## 第2節 子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容

### (1) 時間外保育事業

#### 【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業になります。

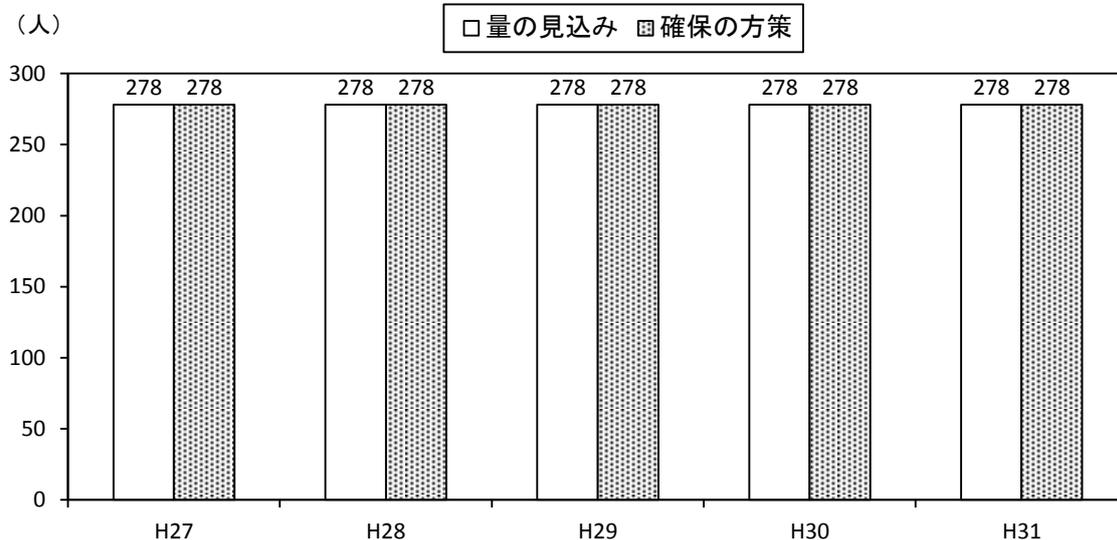
#### 【対象児童】

保育所に入所している児童で、通常保育時間外の保育を真に必要としている児童となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	278	278	278	278	278
確保の方策	278	278	278	278	278
(施設数)	8	8	8	8	8



#### 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

### 【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業です。

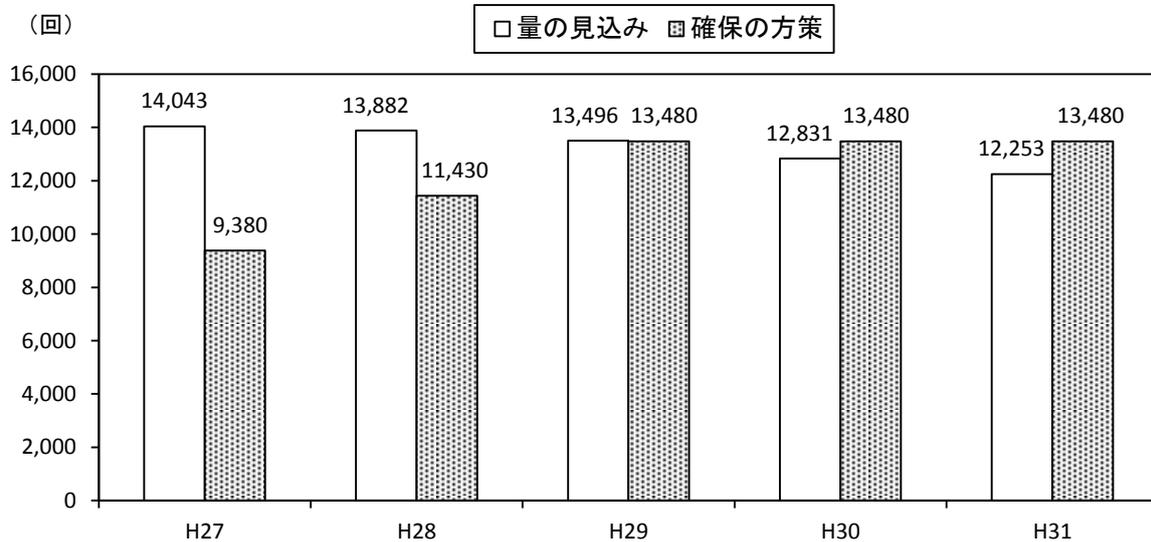
### 【対象児童】

対象児童は、幼稚園に入所している児童で、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている者となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	14,043	13,882	13,496	12,831	12,253
1号認定	242	239	232	221	211
2号認定	13,801	13,643	13,264	12,610	12,042
確保の方策	9,380	11,430	13,480	13,480	13,480
(施設数)	4	5	6	6	6



### 【取り組みについて】

事業実施を行う施設を増やし、量の見込みに対し確保の方策を満たしていきます。二一ズに対してサービス提供が行えるようにします。

### (3) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

#### 【概要】

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育になります。

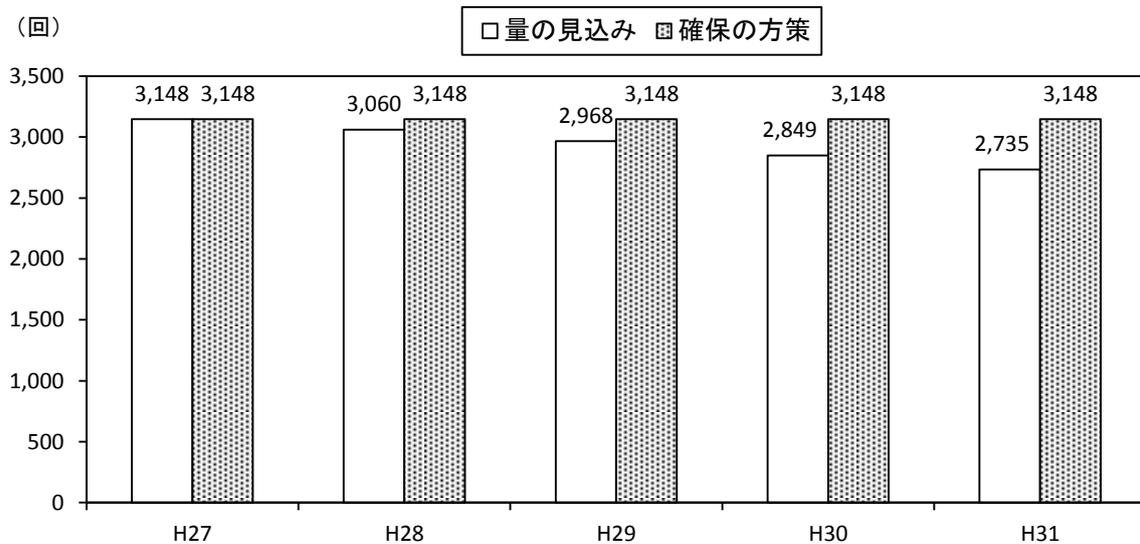
#### 【対象児童】

市内に住所のある小学校就学前で保育所未入所の児童となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,148	3,060	2,968	2,849	2,735
確保の方策	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148
一時預かり（延べ数）	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148
一時預かり（施設数）	11	11	11	11	11



#### 【取り組みについて】

確保の方策が量の見込みを上回っています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。市内保育園全てで事業実施します。

#### (4) 病児保育・病後児保育

##### 【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

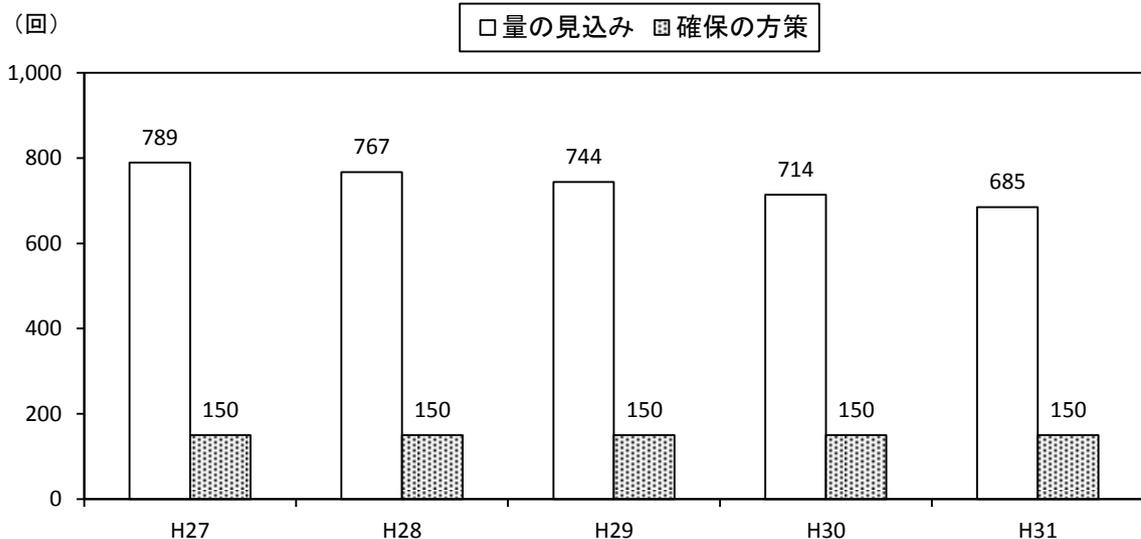
##### 【対象児童】

菊川市に住所のある就学前までの保育所に在園している児童で、ケガや病気の回復期にあるが集団保育が困難で、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭による保育が困難な児童となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	789	767	744	714	685
確保の方策	150	150	150	150	150
病後児保育	150	150	150	150	150



##### 【取り組みについて】

量の見込みに対し確保の方策が満たされていません。事業実施ができる施設を増やすよう働きかけを行い、サービス提供量を増やせるよう努めます。

## (5) ファミリー・サポート・センター事業

### 【概要】

子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業で、市がこれを援助します（登録事務、マッチング等を実施）。菊川市は掛川市と共同で実施しています。

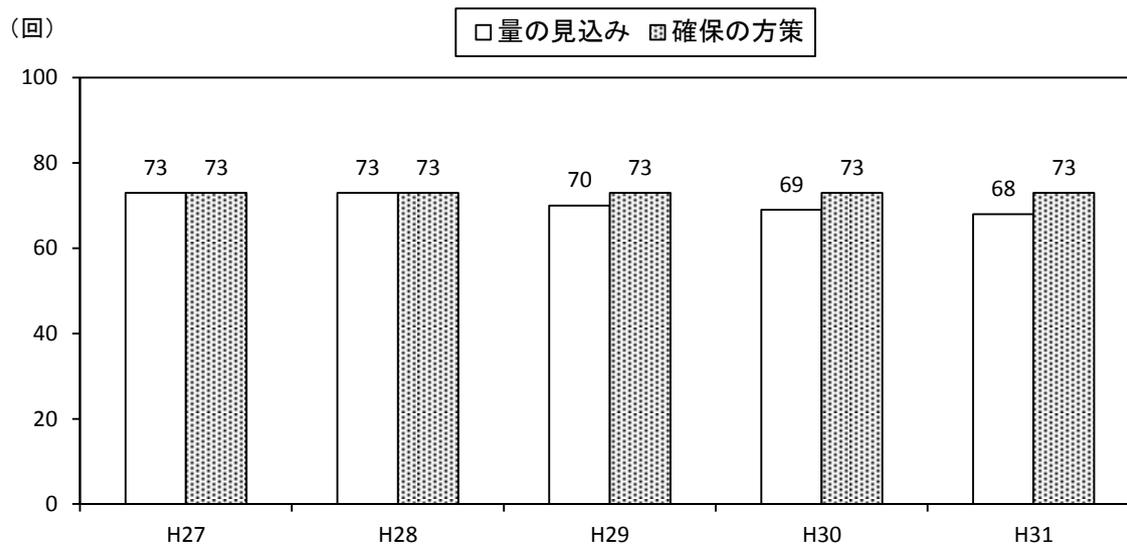
### 【対象児童】

小学校6年生までの児童となります。※子どもを預かる方は市内在住者、預ける方は市内在住・在勤・在学者

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	73	73	70	69	68
確保の方策	73	73	73	73	73



### 【取り組みについて】

確保の方策が量の見込みを上回っています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (6) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

### 【概要】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

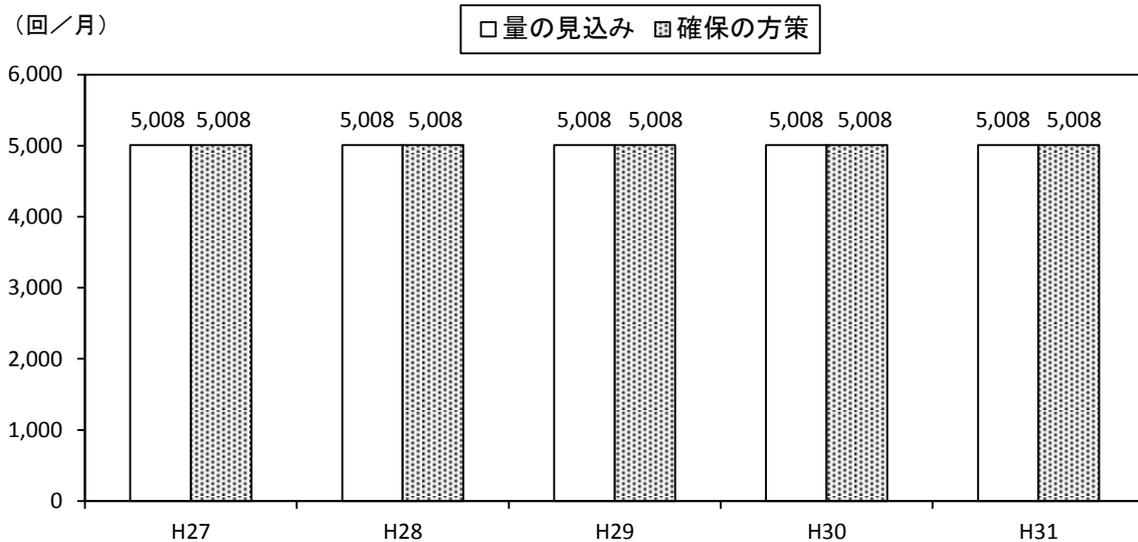
### 【対象者】

小学校就学前の児童とその保護者となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回／月

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
確保の方策	5,008	5,008	5,008	5,008	5,008
（施設数）	2	2	2	2	2



### 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (7) 乳児家庭全戸訪問

### 【概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

### 【対象者】

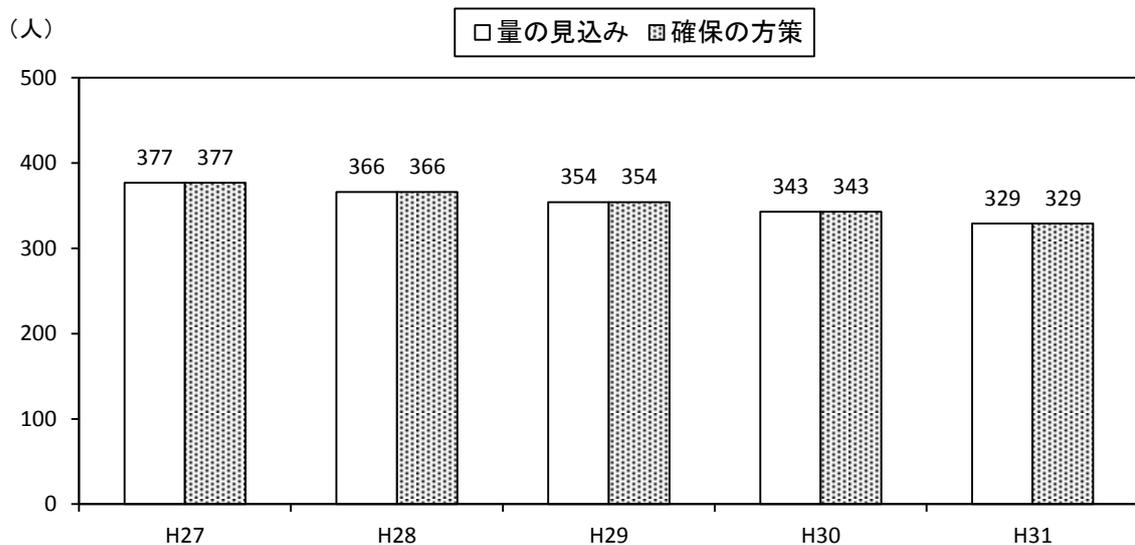
生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を対象とします。

原則として市内在住者になりますが、出産などで里帰りしている母親が居住している市町村の関係課より依頼があった場合については、菊川市の保健師が訪問を行います。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	377	366	354	343	329
確保の方策	377	366	354	343	329



### 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (8) 養育支援訪問

### 【概要】

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

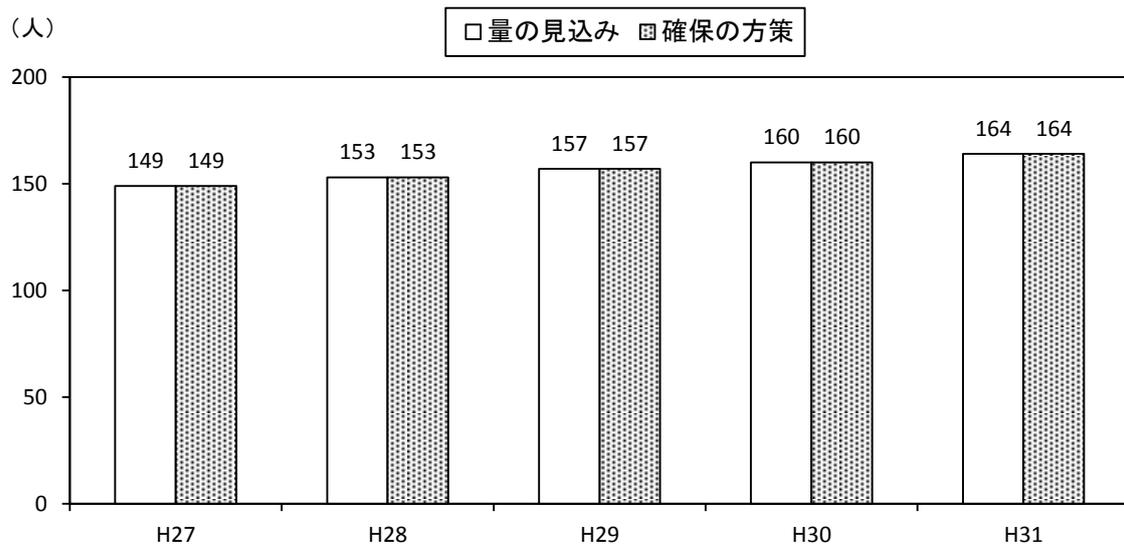
### 【対象者】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭（原則として市内在住者）を訪問します。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	149	153	157	160	164
確保の方策	149	153	157	160	164



### 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (9) 妊婦健診

### 【概要】

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担するサービスで、利用回数は、基本健診 14 回、超音波検査 4 回、血液検査 1 回等となります。

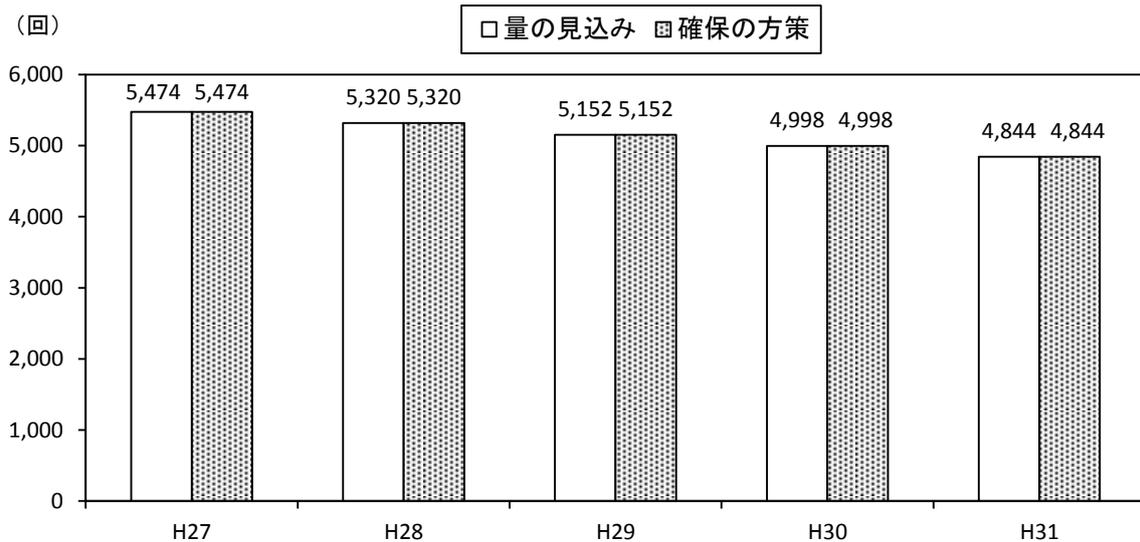
### 【対象者】

市内在住の妊婦が対象となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	5,474	5,320	5,152	4,998	4,844
確保の方策	5,474	5,320	5,152	4,998	4,844



### 【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

## (10) 放課後児童クラブ

### 【概要】

小学校の授業終了後や春休み、夏休み、冬休みの期間中等に、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図り、子育て支援を推進します。

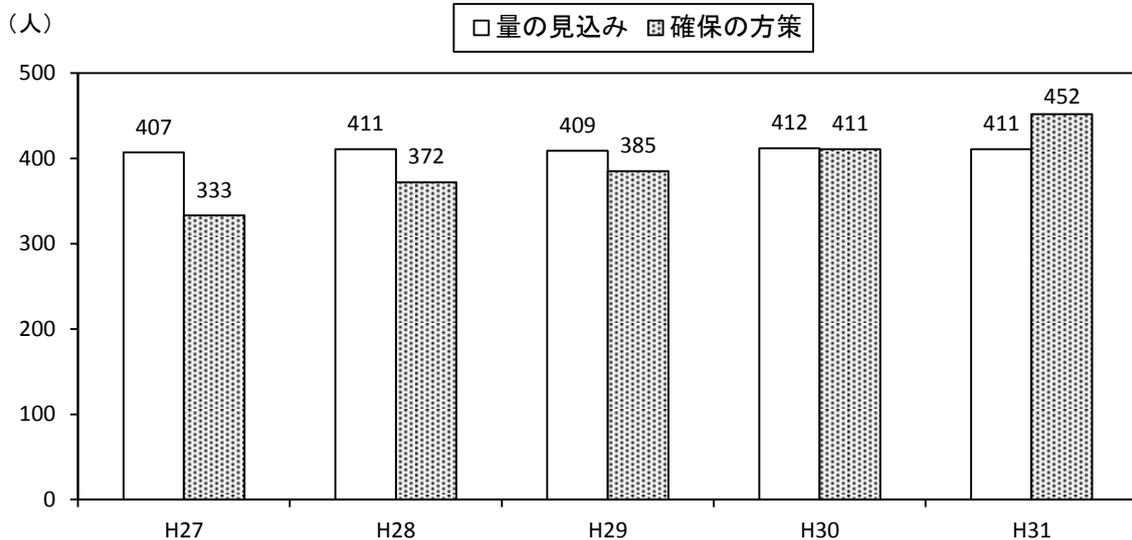
### 【対象児童】

原則として小学1～6年生の児童を対象としますが、学区によって定員があります。小学4年生以上については、受け入れが可能なクラブから順次受け付けます。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	407	411	409	412	411
(1～3年生)	300	305	305	310	310
(4～6年生)	107	106	104	102	101
確保の方策	333	372	385	411	452
(施設数)	9	9	9	9	9



### 【取り組みについて】

積極的な余裕教室の活用に努め、量の見込みに対し確保の方策を満たしていきます。ニーズに対してサービス提供が行えるようにします。

## (11) 放課後子ども教室推進事業

### 【概要】

市内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

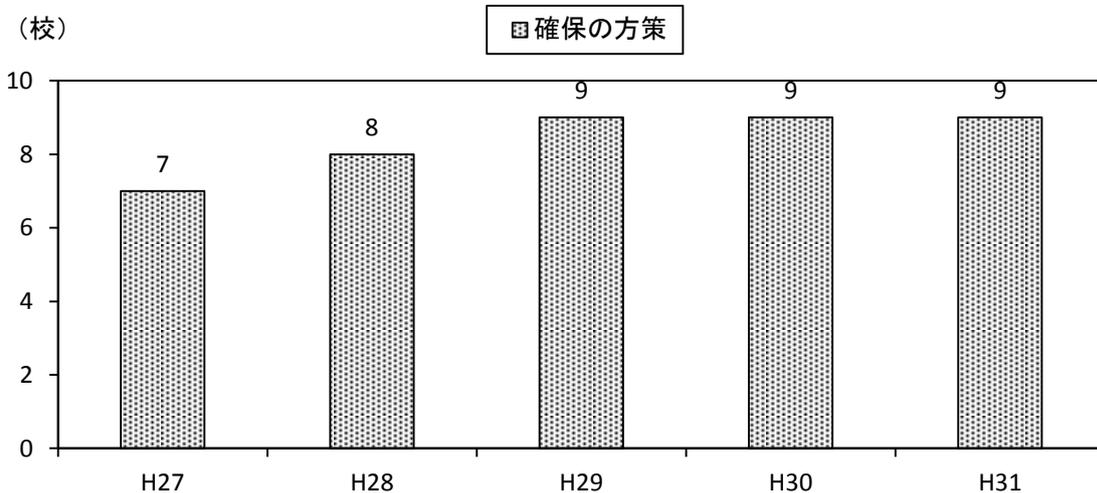
### 【対象児童】

市内小学校に通う6年生までの児童

確保の方策は以下ようになります。

単位：校

	H27	H28	H29	H30	H31
確保の方策	7	8	9	9	9



### 【取り組みについて】

現在、6つの小学校で実施しています。平成31年度までに9つ全ての小学校での実施を目指します。

## (12) 放課後子ども総合プラン事業（一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施）

### 【概要】

同一の小中学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取り組みです。

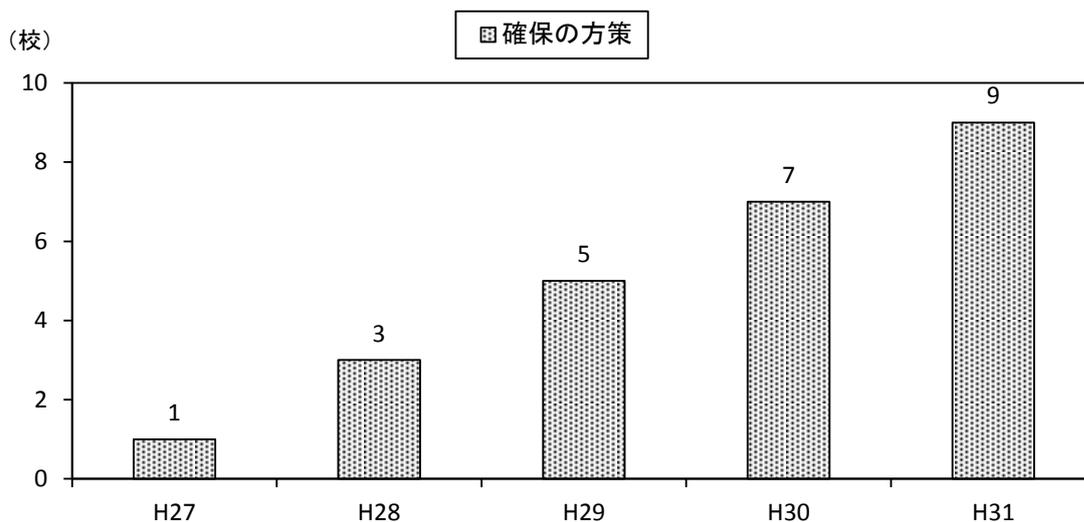
### 【対象児童】

市内小中学校に通い、放課後児童クラブを利用中の児童

確保の方策は以下ようになります。

単位：校

	H27	H28	H29	H30	H31
確保の方策	1	3	5	7	9



### 【取り組みについて】

現在、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施している6つの小学校のうち、1つの小学校が一体型として実施しています。

平成31年度までに9つ全ての小学校での実施を目指します。

### (13) その他のサービス

子ども・子育て支援事業計画に定められているサービスのうち、子育て短期支援（ショートステイ）については、ニーズ量の把握の状況からは出てこなかったため、今期の計画では記載はしていません。

また、利用者支援（コンシェルジュ等）は、現在においても福祉課（児童福祉係、障がい者福祉係）、健康づくり課、幼児教育課、学校教育課など、関係課において手厚い対応を行っているため、今期の計画では記載はしていません。

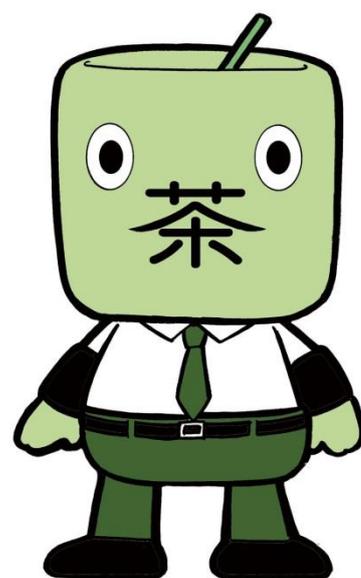
このほか、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化、実費徴収に伴う補足給付、多様な主体の参入促進等があります。

このうち、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化については、地域福祉計画並びにPTA、自治会などにおいて子どもの見守り支援などを行っており、今後とも地域における子育て支援の強化を図っていきます。

その他のサービスについては、流動的に対応することを考えております。



# 資料編





# 資料編

## 1 子ども・子育て支援に伴うアンケート調査結果抜粋

### 1. アンケート調査の概要

#### 1. アンケート調査の方法

① アンケート期間	平成 25 年 12 月 17 日(火)～平成 26 年 1 月 6 日(月)
② 調査対象区域	菊川市 全域
③ 対象者	菊川市に住む0歳から小学校3年生までの保護者 市内全域から 2,200 世帯を無作為抽出
④ 配布方法	郵送により配布
⑤ 回収方法	郵送により回収

#### 2. 回収率、調査率

① 配布数	2,200 通
	就学前児童の保護者 1,400 通
	就学児の保護者 800 通
② 回収数	881 通
	未就学児 578 通
	就学児 303 通
③ 回収率	40.1%
	未就学児 41.3%
	就学児 37.9%

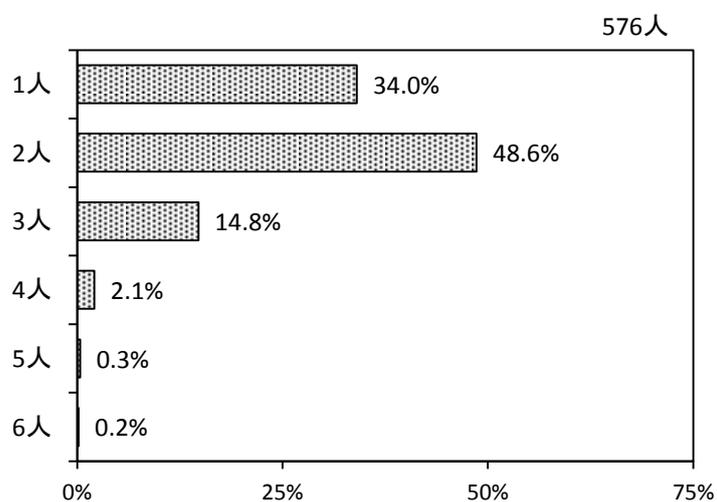
#### 3. 集計結果の見方

##### (1) 単純集計

- 各表の合計数は有効回答者数とし、非該当を除いた数である。
- 単位は、(%)である。数は複数回答を含む有効回答者数である。
- 構成比は四捨五入したため、合計数値が 100%と一致しない場合がある。
- また、複数回答は回答者数の割合で算出しているため、100%を越える。

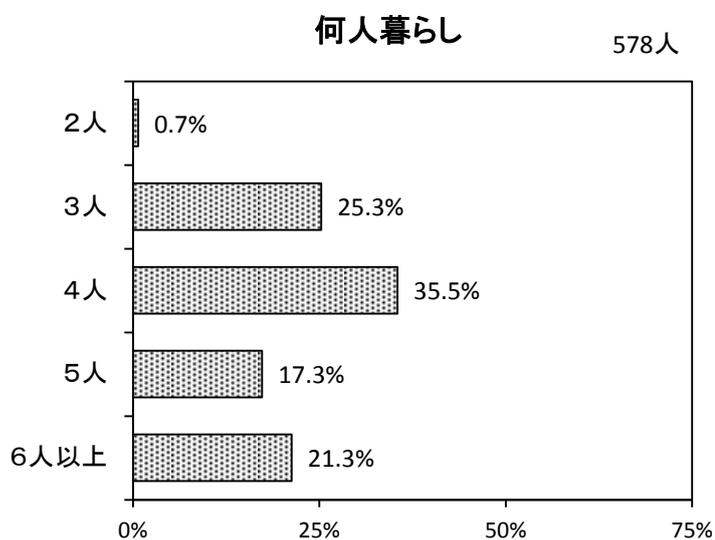
## 2. 未就学児アンケート調査結果

問 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか、あて名のお子さんを含めた人数を数字でご記入下さい。



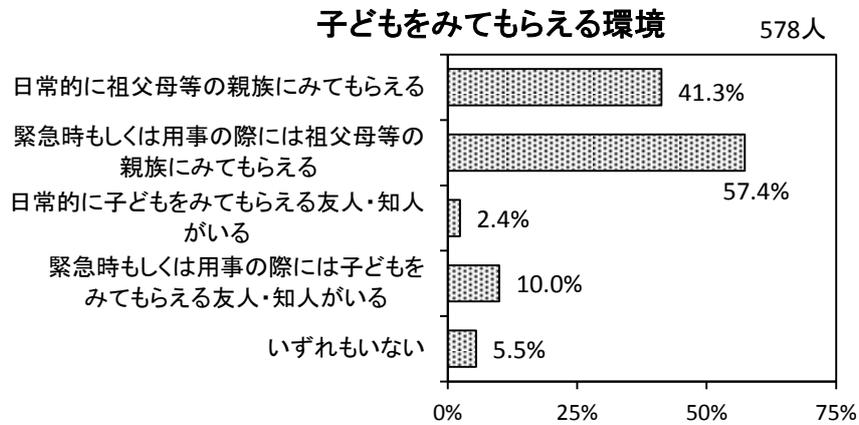
- 「2人」が最も多く48.6%、次いで「1人」が34.0%、「3人」が14.8%となっている。

問 あて名のお子さんの家庭は何人で暮らしていますか



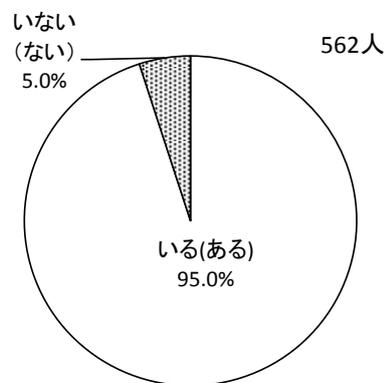
- 「4人」が最も多く35.5%、次いで「3人」が25.3%、「6人以上」が21.3%となっている。

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか〔複数回答〕



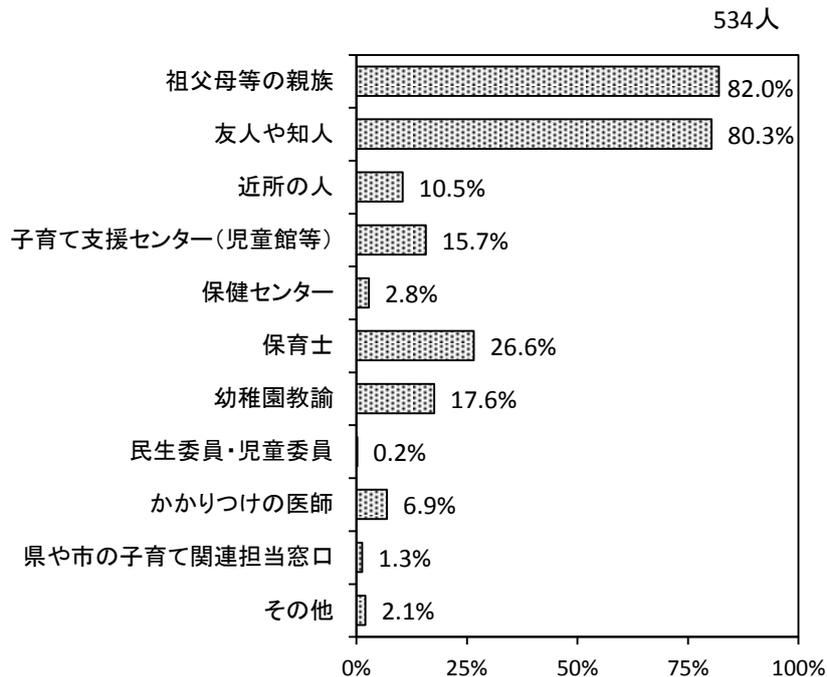
- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く 57.4%、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 41.3%となっている。

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか



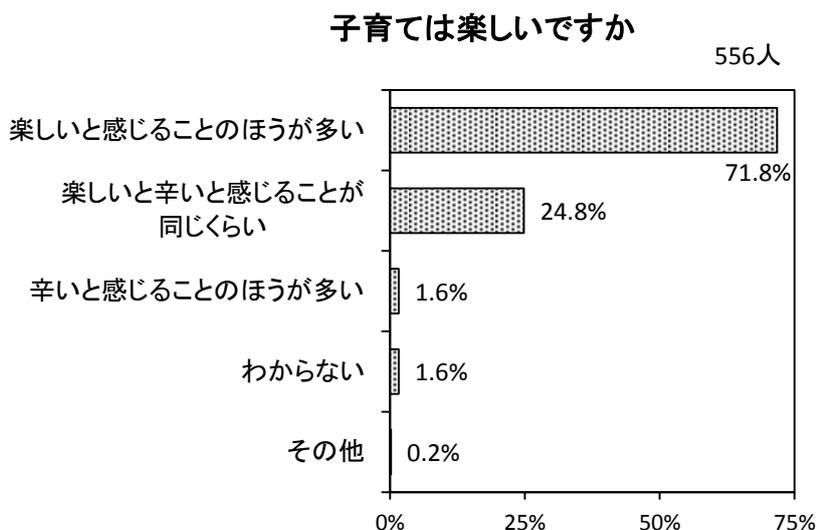
- 「いる(ある)」が 95.0%、「いない(ない)」が 5.0%となっている。

〔1〕気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか〔複数回答〕



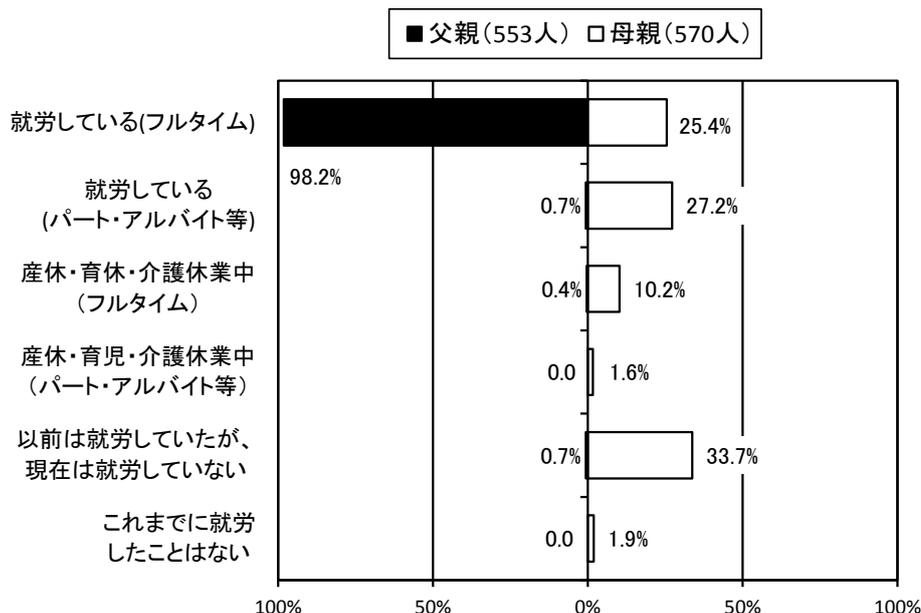
- 「祖父母等の親族」が最も多く82.0%、次いで「友人や知人」が80.3%となっている。

〔2〕あなたは、自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか



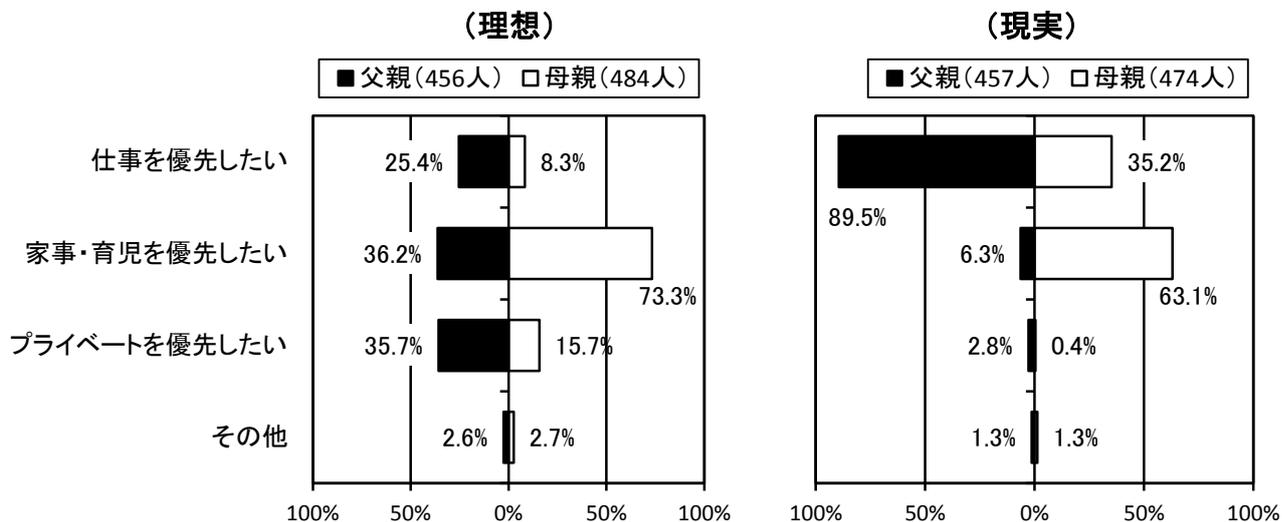
- 「楽しいと感じることが多い」が最も多く71.8%、次いで「楽しいと辛いと感じることが同じくらい」が24.8%となっている。

## 問 母親・父親の就労状況をお答えください



- 父親では「就労している（フルタイム）」が98.2%と最も多くなっている。
- 母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く33.7%、次いで「就労している（パート・アルバイト等）」が27.2%となっている。

## 〔2〕あなたの生活で最も優先したい項目は何ですか。理想と現実について選んで下さい（理想・現実各1つ）

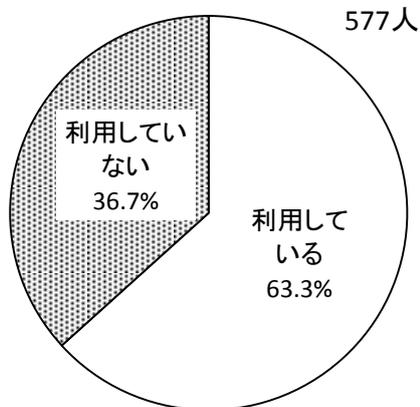


- (理想) 父親では「家事・育児を優先したい」が最も多く36.2%、次いで「プライベートを優先したい」が35.7%となっている。
- (理想) 母親では「家事・育児を優先したい」が最も多く73.3%、次いで「プライベートを優先したい」が15.7%となっている。
- (現実) 父親では「仕事を優先したい」が最も多く89.5%、次いで「家事・育児を優先したい」が6.3%となっている。
- (現実) 母親では「家事・育児を優先したい」が最も多く63.1%、次いで「仕事を優先したい」が35.2%となっている。

問 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。利用していない方は、将来利用したい事業をご記入下さい。

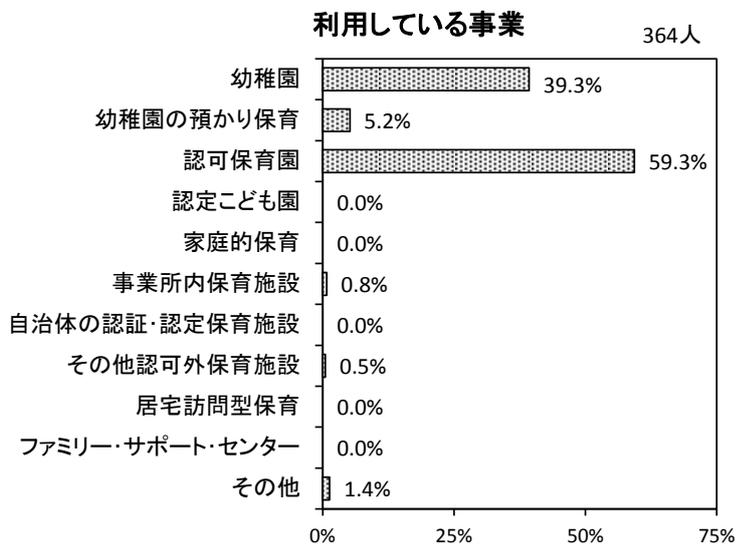
[1]事業の利用

定期的事業の利用



- 「利用している」が63.3%、「利用していない」が36.7%となっている。

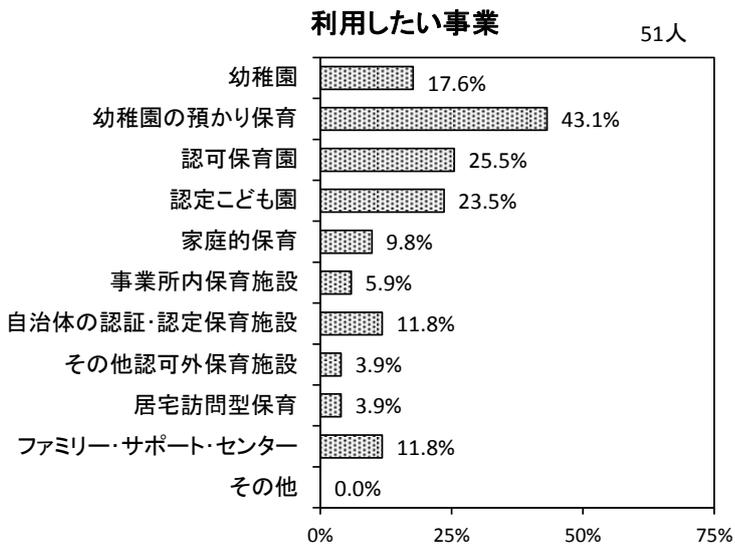
利用している事業



[2]利用している事業

- 「認可保育園」が最も多く59.3%、次いで「幼稚園」が39.3%、「幼稚園の預かり保育」が5.2%となっている。

利用したい事業

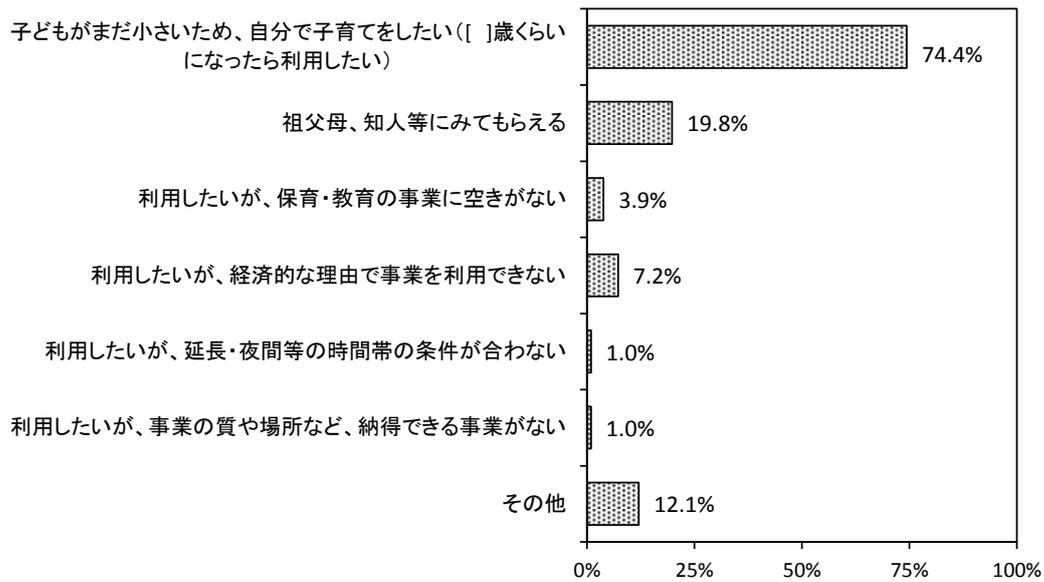


[3]利用したい事業

- 「幼稚園の預かり保育」が最も多く43.1%、次いで「認可保育園」が25.5%、「認定こども園」が23.5%となっている。

#### 〔4〕 保育サービスを利用しない主な理由は何ですか

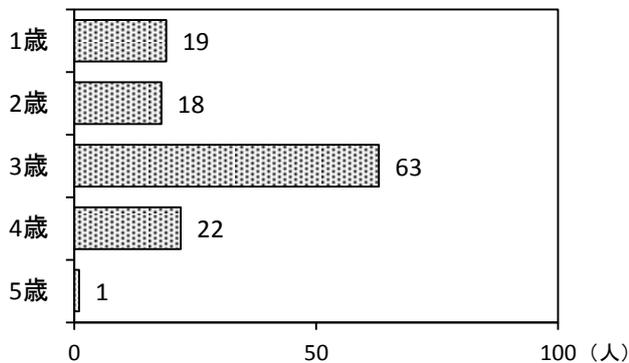
207人



- 「子どもがまだ小さいため、自分で子育てをしたい（ 歳ぐらになったら利用したい）」が最も多く74.4%、次いで「祖父母、知人等にみてもらえる」が19.8%となっている。

#### 〔5〕 子どもがまだ小さいため( )歳になったら利用したい

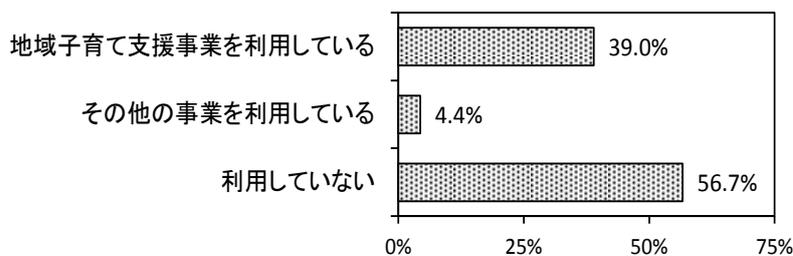
123人



- 「3歳」が最も多く
- 63人、次いで「4歳」が22人となっている。

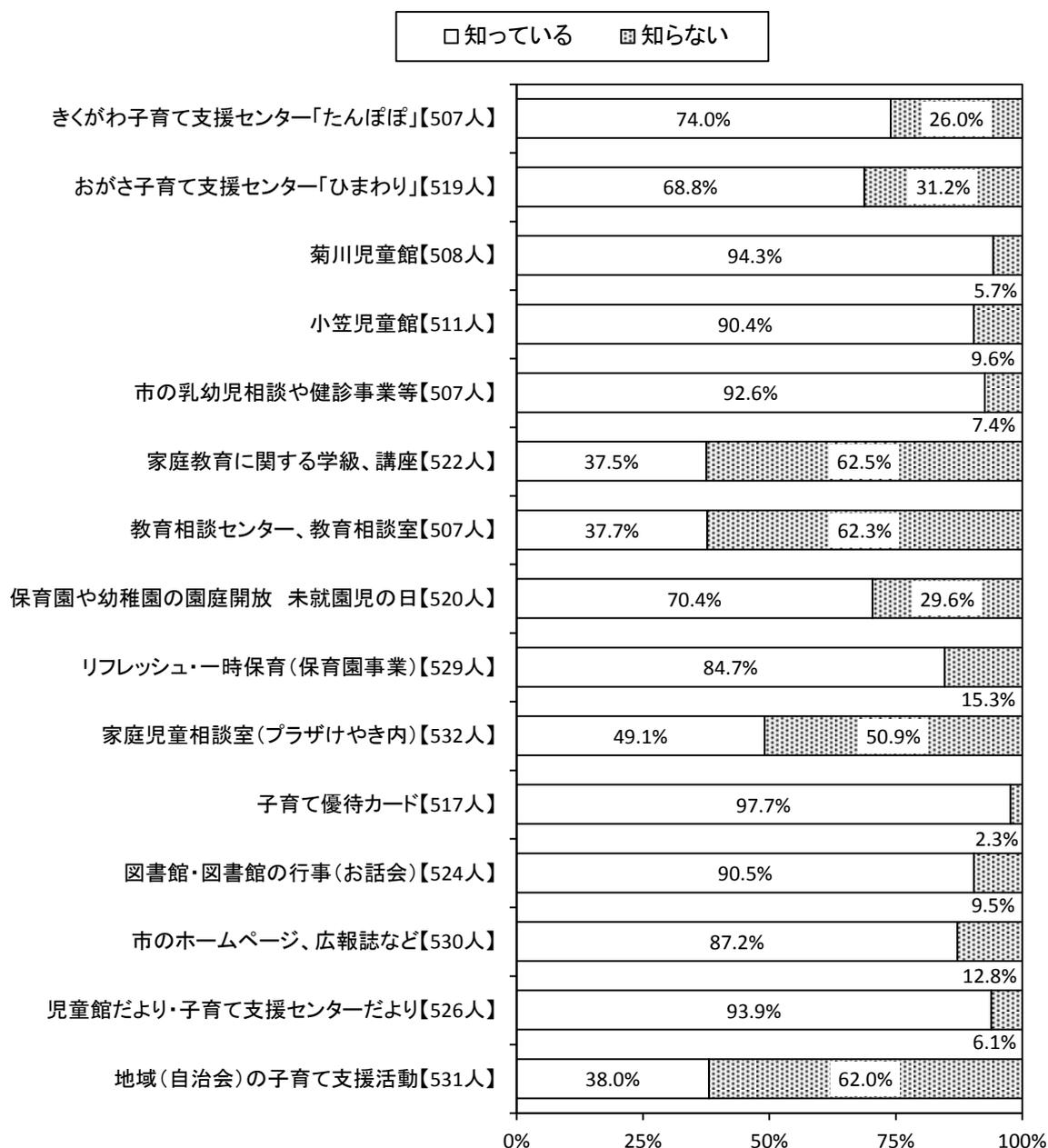
問 あて名のお子さんは、現在、子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館など）を利用していますか

576人



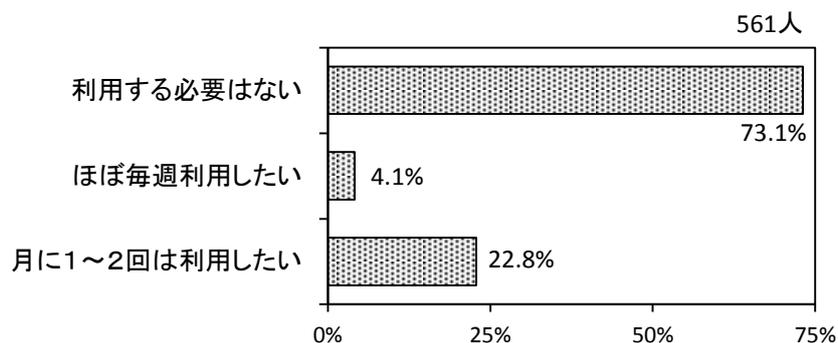
- 「利用していない」が最も多く56.7%、次いで「地域子育て支援事業を利用している」が39.0%、「その他の事業を利用している」が4.4%となっている。

問 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものをお答えください  
◆知っている



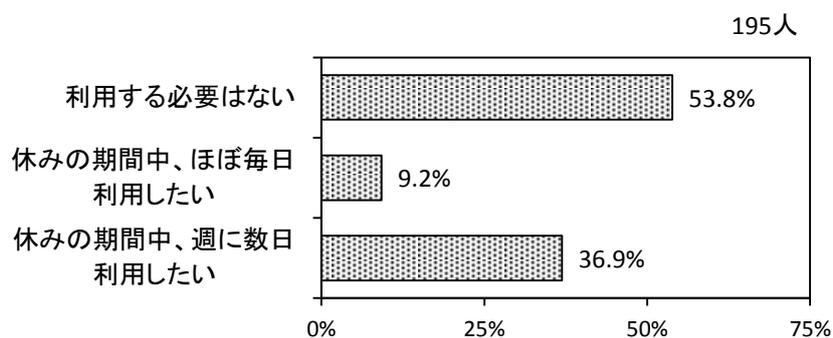
- 知っているは「子育て優待カード」が最も多く97.7%、次いで「菊川児童館」が94.3%、「児童館だより・子育て支援センターだより」が93.9%となっている。
- 知らないは「家庭教育に関する学級、講座」が最も多く62.5%、次いで「教育相談センター、教育相談室」が62.3%、「地域(自治会)の子育て支援活動」が62.0%となっている。

問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に定期的な保育・教育事業の利用希望はありますか（一時的な理由は除きます）



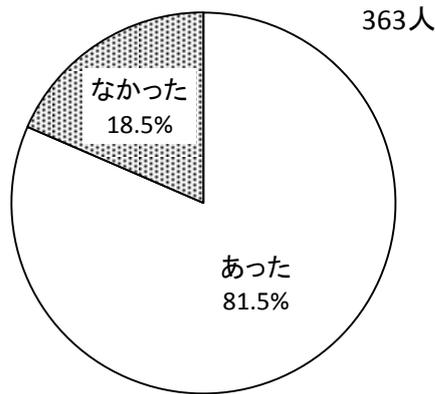
- 「利用する必要はない」が最も多く 73.1%、次いで「月に1～2回は利用したい」が 22.8%「ほぼ毎週利用したい」が 4.1%となっている。

問 あて名のお子さんについて、夏休み、冬休みなど長期の休暇期間中の保育・教育事業の利用を希望しますか



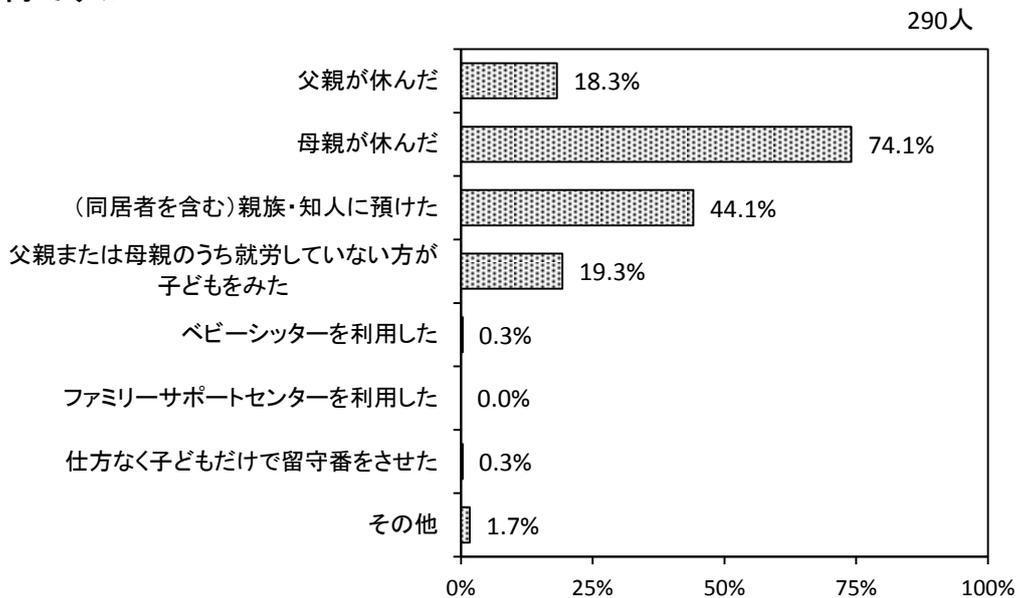
- 「利用する必要はない」が最も多く 53.8%、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 36.9%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 9.2%となっている。

問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか



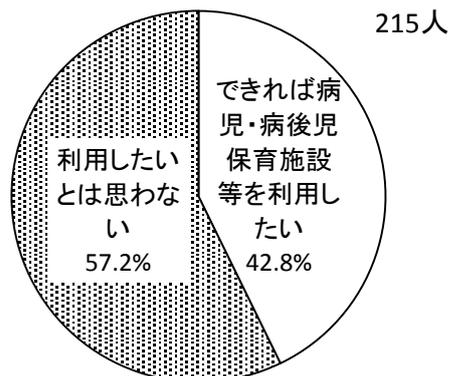
- 通常の事業を利用できなかったことが「あった」が81.5%「なかった」が18.5%となっている。

〔1〕 この1年間、お子さんが病気やケガで通常の保育が利用できなかった時の対処方法は何ですか



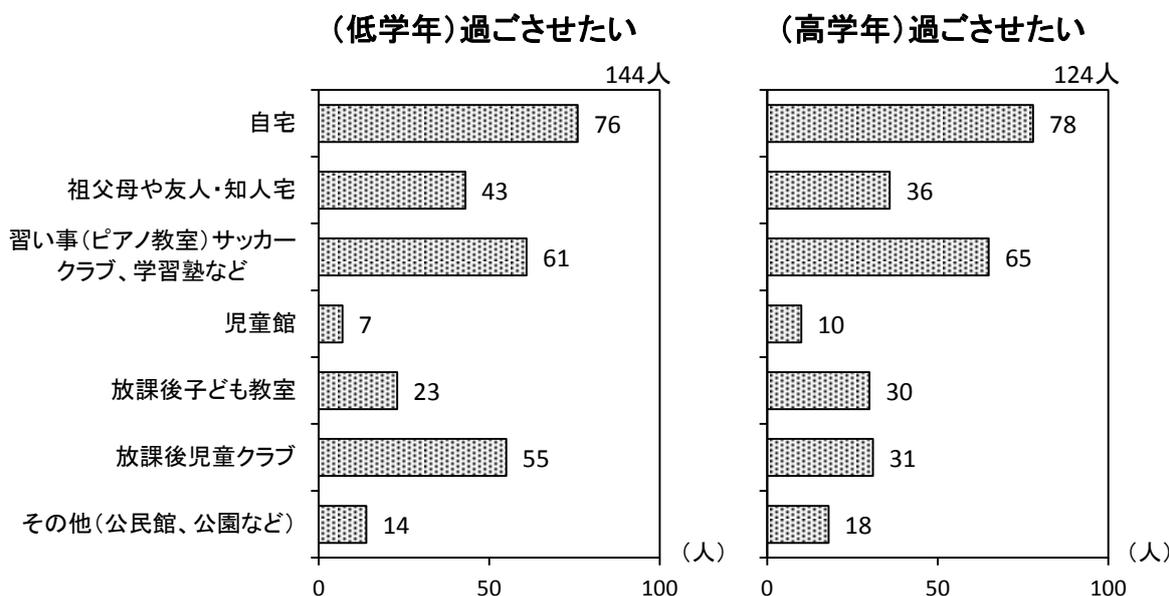
- 「母親が休んだ」が最も多く74.1%、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」が44.1%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が19.3%、「父親が休んだ」が18.3%となっている。

〔2〕 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか



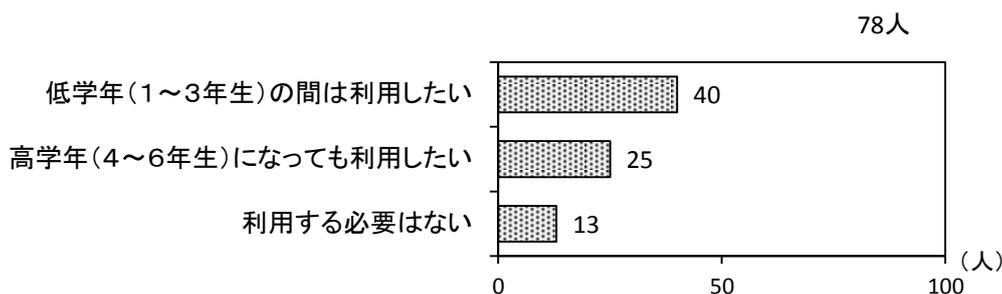
- 病児・病後児を「利用したい」が42.8%、「利用したいとは思わない」が57.2%となっている。

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）と小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか



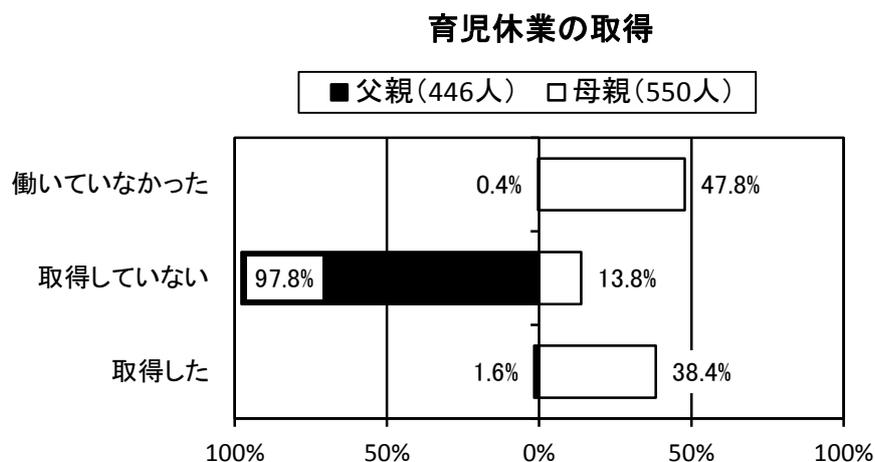
- (低学年)「自宅」が最も多く76人、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が61人となっている。
- (高学年)「自宅」が最も多く78人、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が65人となっている。

〔1〕 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日、祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の、放課後児童クラブの利用希望はありますか

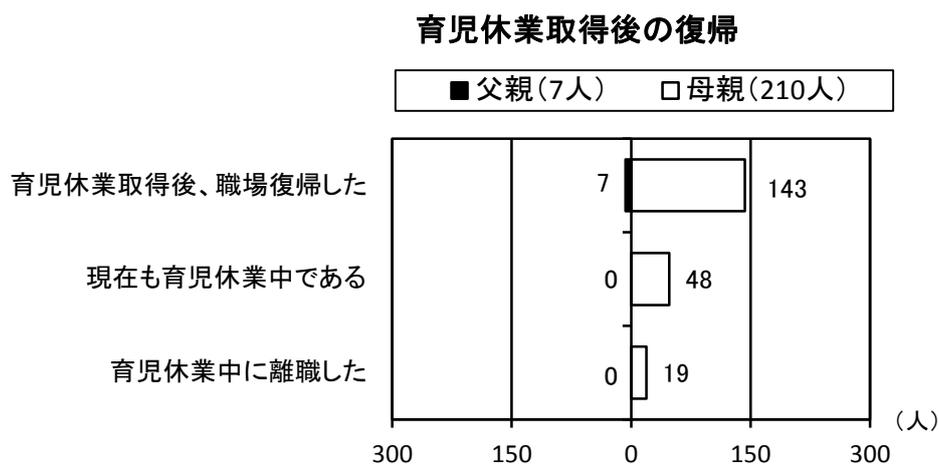


- 「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が最も多く40人、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が25人、「利用する必要はない」が13人となっている。

問 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得した方は現在職場復帰をしましたか

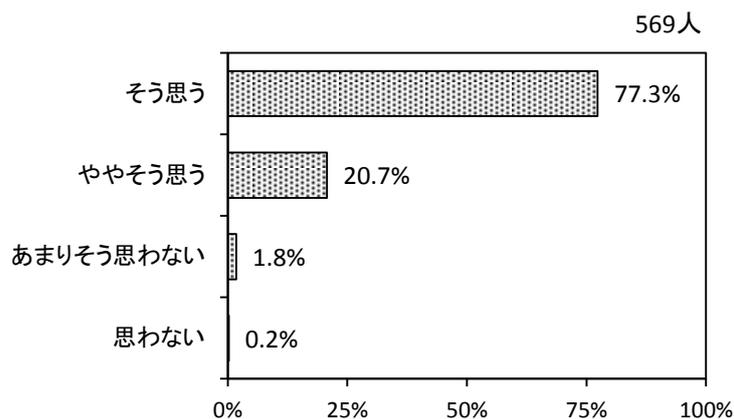


- 父親では「取得していない」が最も多く 97.8%となっている。
- 母親では「働いてなかった」が最も多く 47.8%、次いで「取得した」が 38.4%となっている。



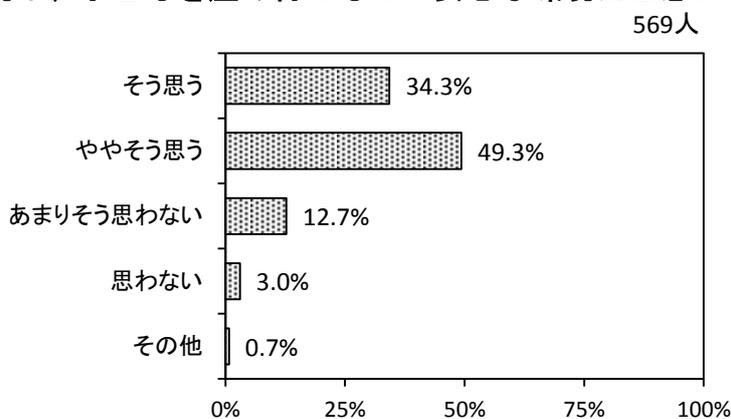
- 「父親」では7人が回答し、「育児休業取得後、職場復帰した」となっている。
- 「母親」では「育児休業取得後、職場復帰した」が最も多く 143人、次いで「現在も育児休業中である」が 48人となっている。

問 あなたのお子さんは心身ともに健やかに成長していると思いますか



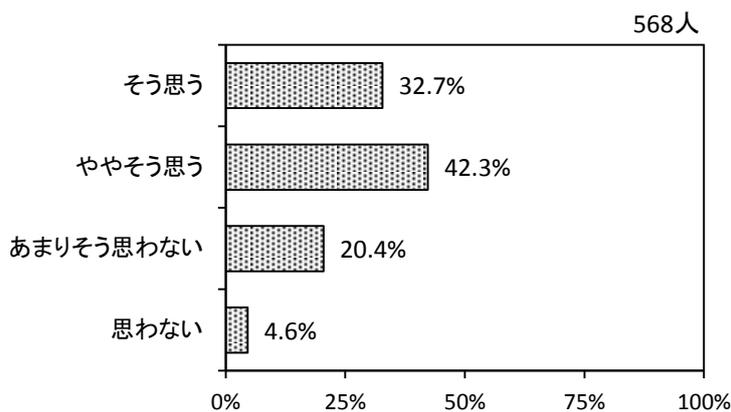
- 「そう思う」が最も多く77.3%、次いで「ややそう思う」が20.7%となっている。

〔1〕 菊川市の環境は、子どもを産み育てるのに安心な環境だと思えますか



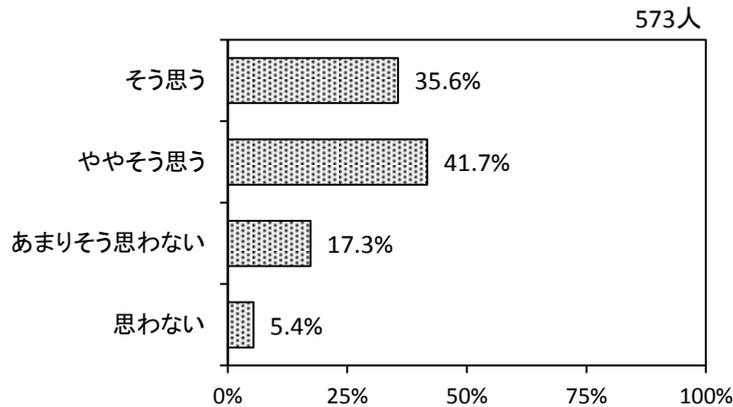
- 「ややそう思う」が最も多く49.3%、次いで「そう思う」が34.3%となっている。

〔2〕 市内にはお子さんが安心して遊べる場所があると思えますか



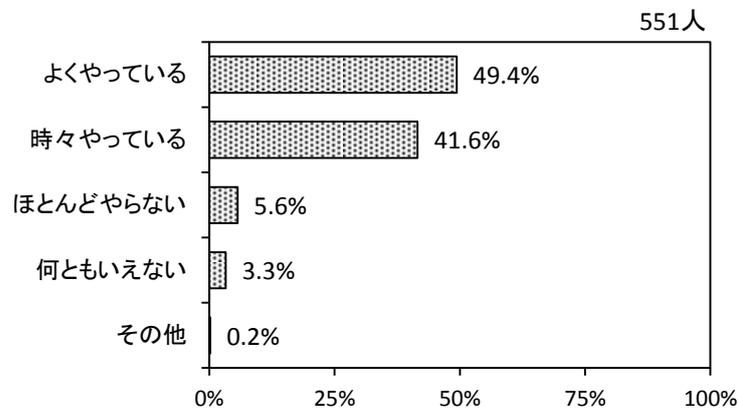
- 「ややそう思う」が最も多く42.3%、次いで「そう思う」が32.7%となっている。

〔3〕市内の医療機関で安心して子どもを受診させることができますか



- 「ややそう思う」が最も多く41.7%、次いで「そう思う」が35.6%となっている。

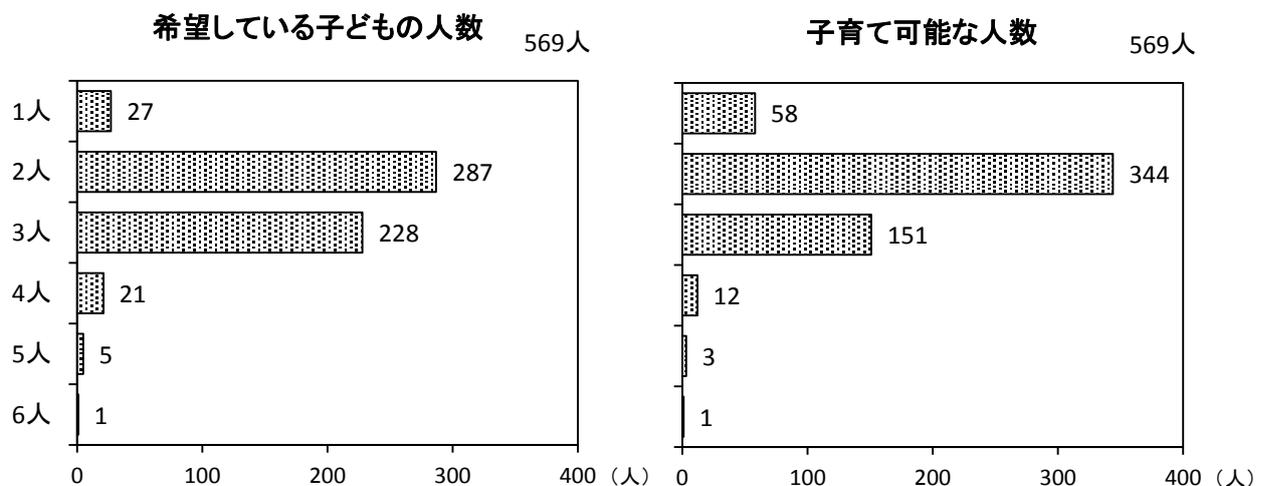
〔4〕お父さんは育児をしていますか



- 「よくやっている」が最も多く49.4%、次いで「時々やっている」が41.6%となっている。

〔5〕あなたが希望している子どもの人数は何人ですか

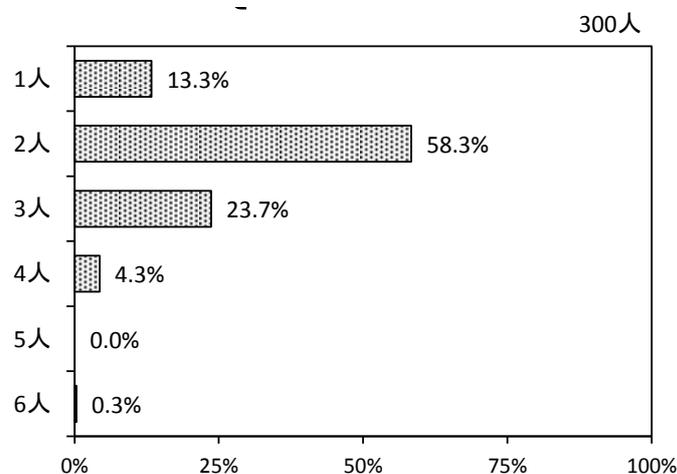
〔6〕現在いる子どもを含めて、現実的に子育て可能と思われる人数は何人ですか



- 希望する子どもの数は「2人」が最も多く287人、次いで「3人」が228人となっている。
- 子育て可能な子どもの数は「2人」が最も多く344人、次いで「3人」が151人となっている。

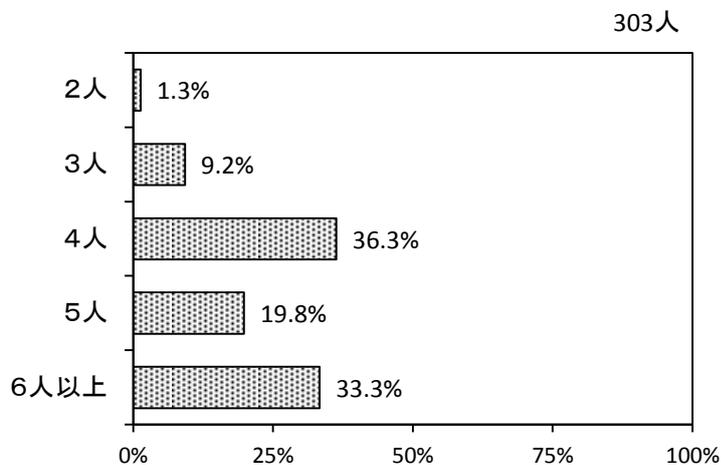
### 3. 就学児アンケート調査結果

問 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか、あて名のお子さんを含めた人数を数字でご記入下さい。



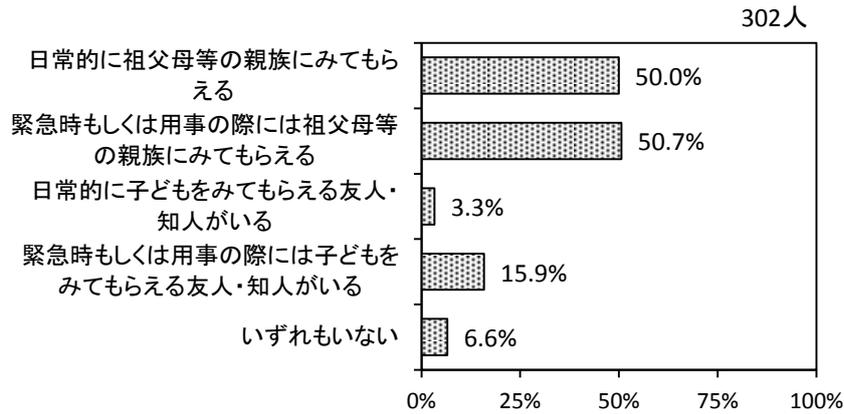
- 「2人」が最も多く 58.3%、次いで「3人」が 23.7%、「1人」が 13.3%となっている。

問 あて名のお子さんの家庭は何で暮らしていますか



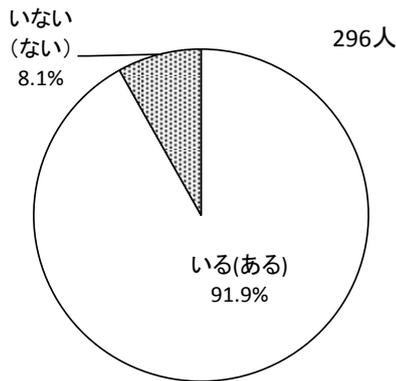
- 「4人」が最も多く 36.3%、次いで「6人以上」が 33.3%、「5人」が 19.8%となっている。

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか〔複数回答〕



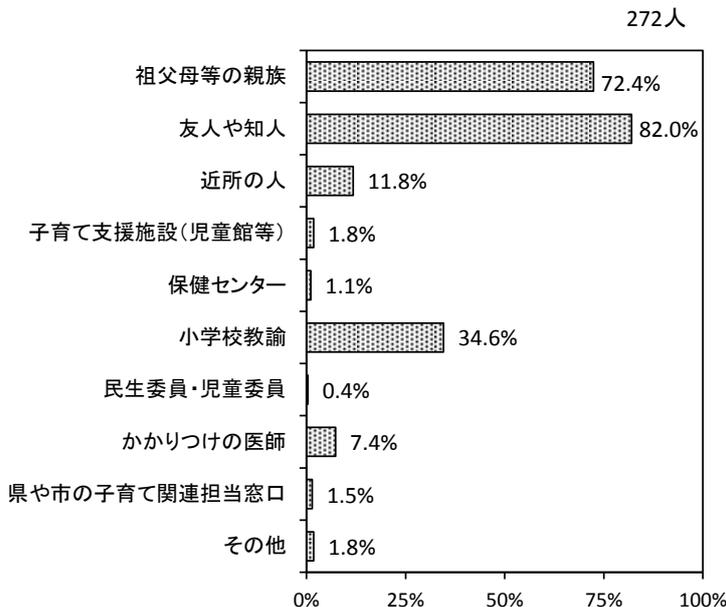
- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く 50.7%、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 50.0%となっている。

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか



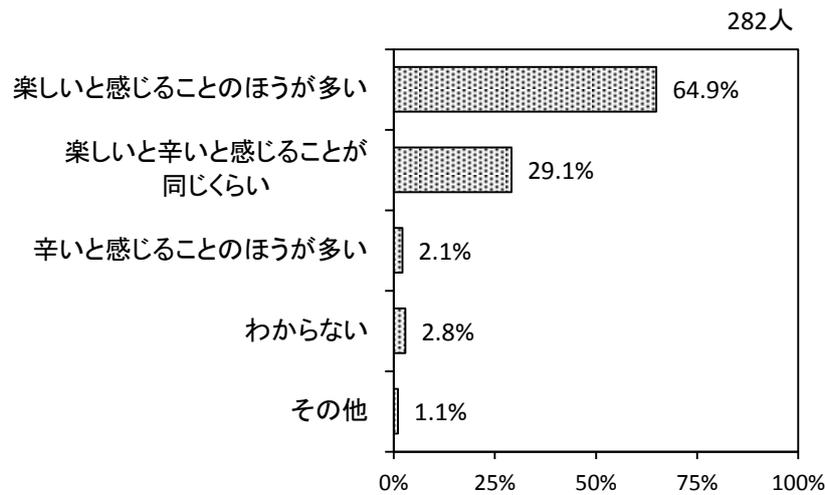
- 「いる(ある)」が 91.9%、「いない(ない)」が 8.1%と相談できる人や場所がある(ある)人が多い。

〔1〕気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか〔複数回答〕



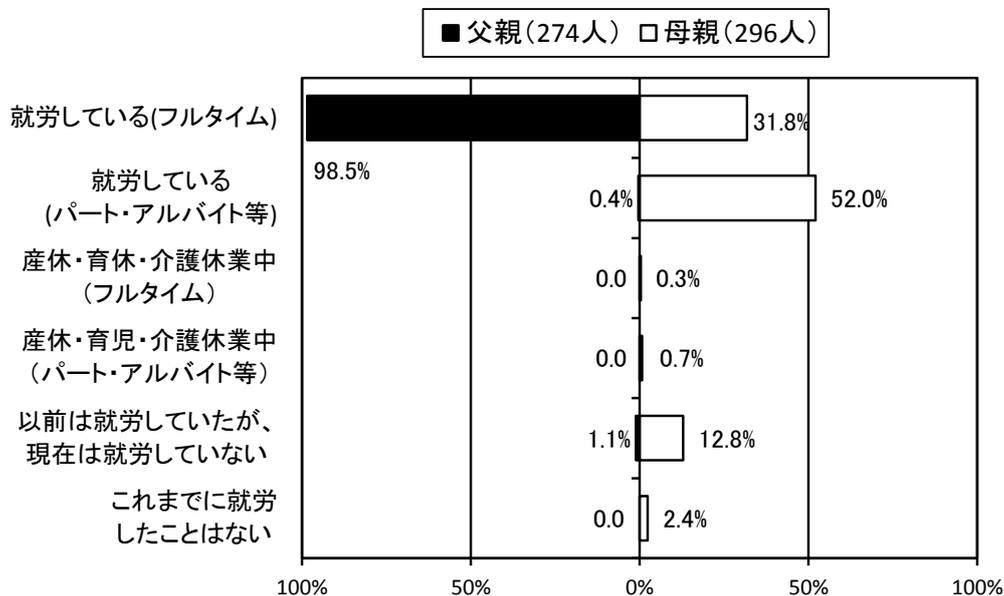
- 「友人や知人」が最も多く 82.0%、次いで「祖父母等親族」が 72.4%となっている。

〔2〕あなたは、自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか



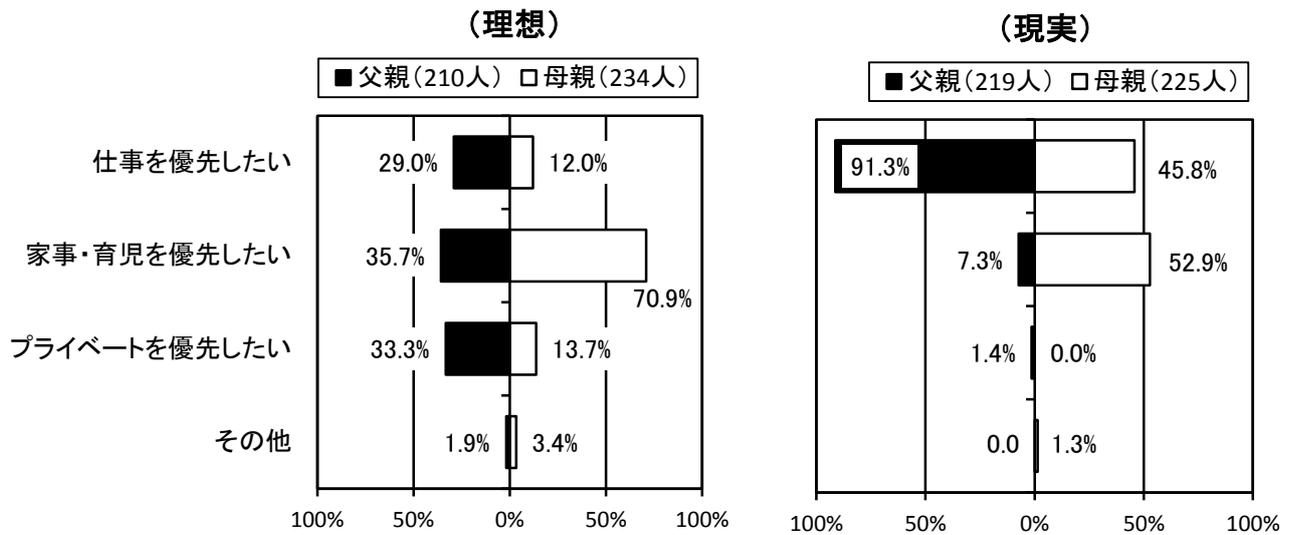
- 「楽しいと感じることが多い」が最も多く64.9%、次いで「楽しいと感じることが多いと辛いと感じることが多いが同じくらい」が29.1%となっている。

問 母親・父親の就労状況をお答えください



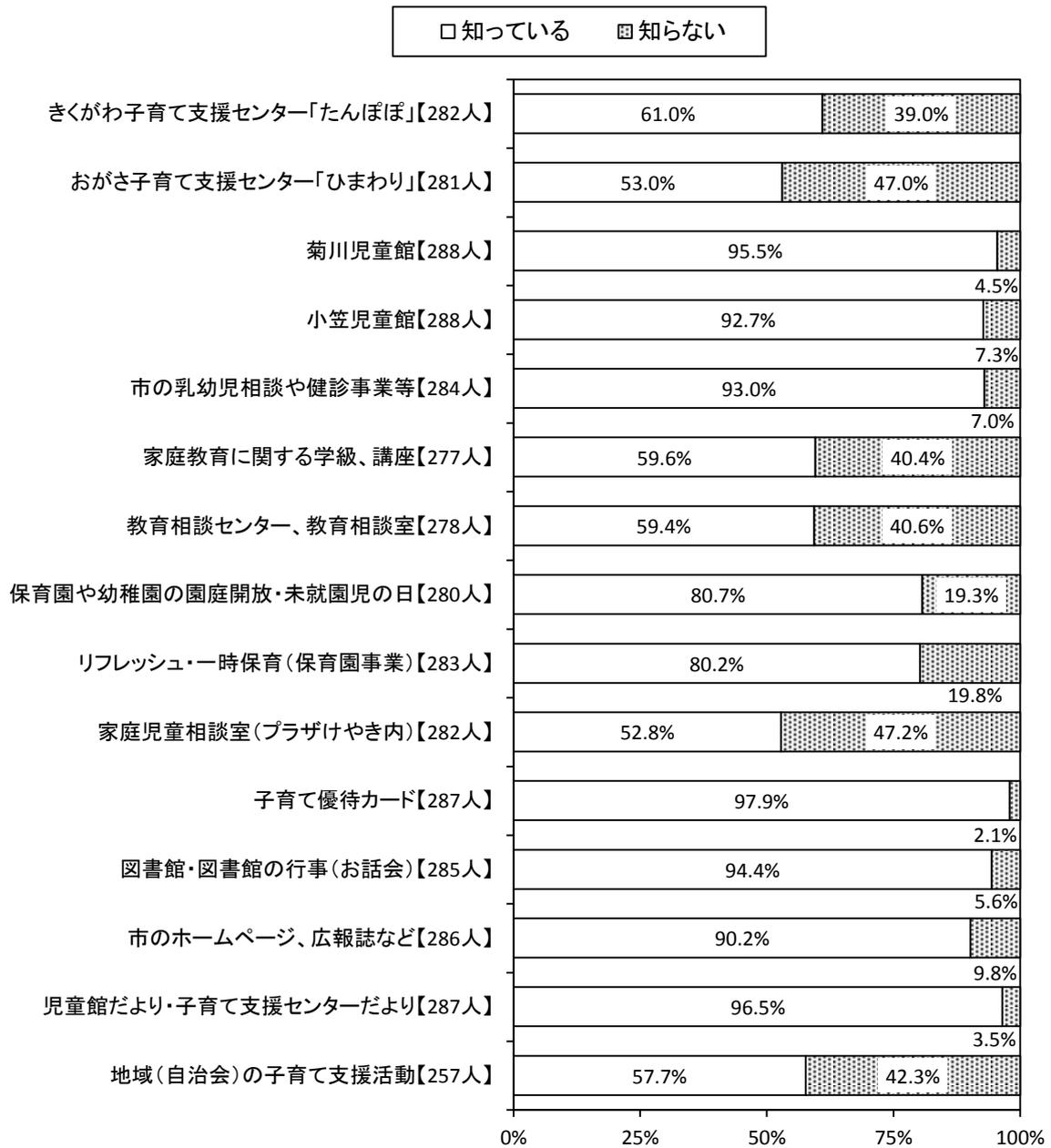
- 父親では「就労している（フルタイム）」が最も多く98.5%となっている。
- 母親では「就労している（パート・アルバイト等）」が最も多く52.0%、「就労している（フルタイム）」が31.8%となっている。

〔2〕あなたの生活で最も優先したい項目はなんですか。理想と現実について選んで下さい（理想・現実各1つ）



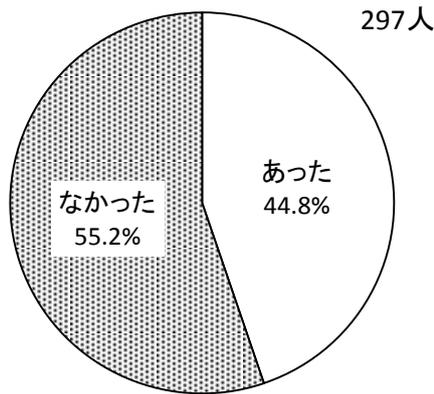
- (理想) 父親では「家事・育児を優先したい」が最も多く 35.7%、次いで「プライベートを優先したい」が 33.3%となっている。
- (理想) 母親では「家事・育児を優先したい」が最も多く 70.9%、次いで「プライベートを優先したい」が 13.7%となっている。(現実) 父親では「仕事を優先したい」が最も多く 91.3%、次いで「家事・育児を優先したい」が 7.3%となっている。
- (現実) 母親では「家事・育児を優先したい」が最も多く 52.9%、次いで「仕事を優先したい」が 45.8%となっている。

問 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものをお答え下さい  
◆知っている



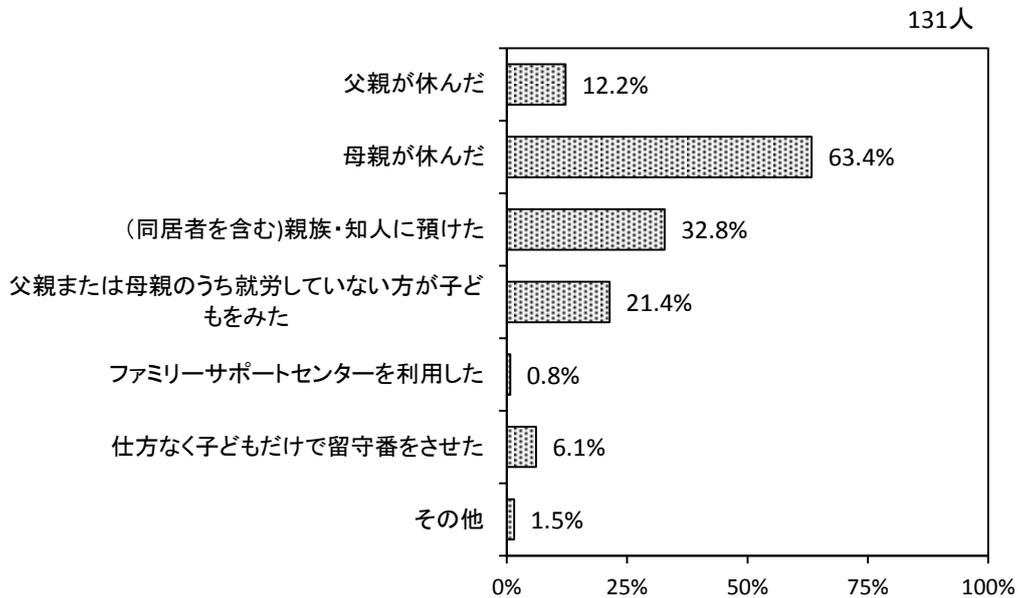
- 知っているでは「子育て優待カード」が最も多く 97.9%、次いで「児童館だより・子育て支援センターだより」が 96.5%となっている。
- 知らないでは「家庭児童相談室(プラザけやき内)」が最も多く 47.2%、次いで「おがき子育て支援センター(ひまわり)」が 47.0%となっている。

問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の授業が受けられなかったことはありますか



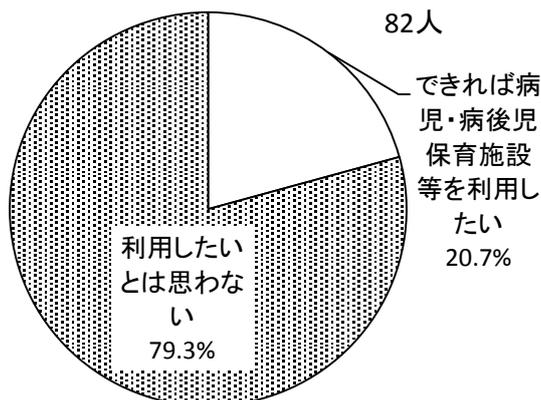
- 「なかつた」が55.2%、「あつた」が44.8%となかつた人がやや多い。

〔1〕 この1年間、お子さんが病気やケガで通常の授業が受けられなかった時の対処方法とそれぞれの日数はおおむね何日ですか



- 「母親が休んだ」が最も多く63.4%、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」が32.8%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.4%となっている。

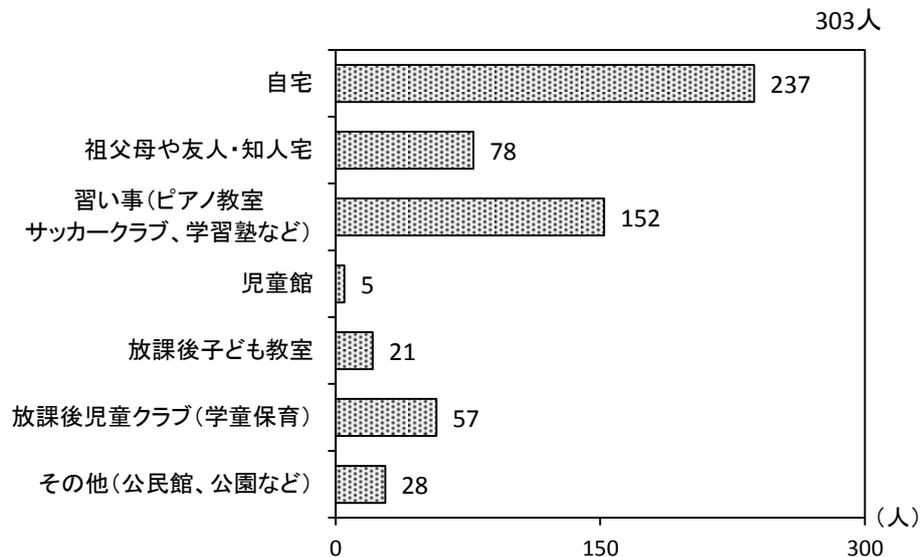
〔2〕 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか



- 「利用したいと思わない」が79.3%、「利用したい」が20.7%と利用したい人は少ない。

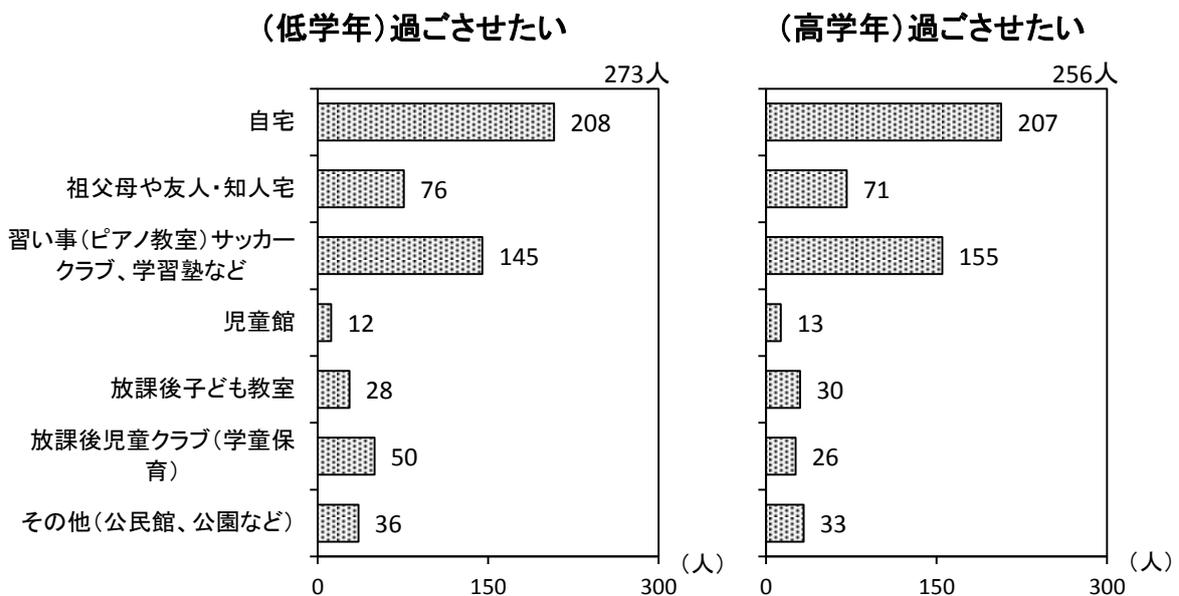
問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）と小学校高学年（4～6年生）に、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか

◆過ごさせている場所



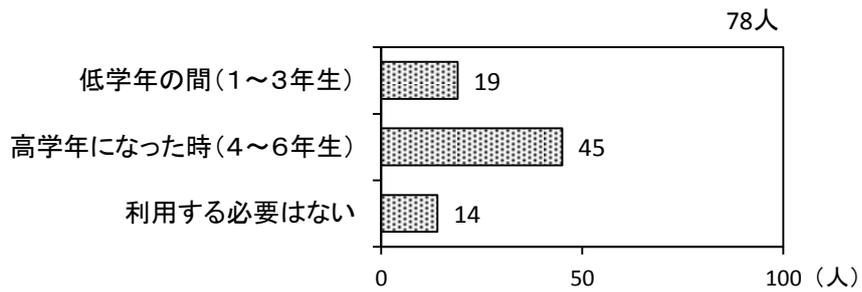
- 「自宅」が最も多く 237 人、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 152 人となっている。

〔1〕 あて名のお子さんについて、今後放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか



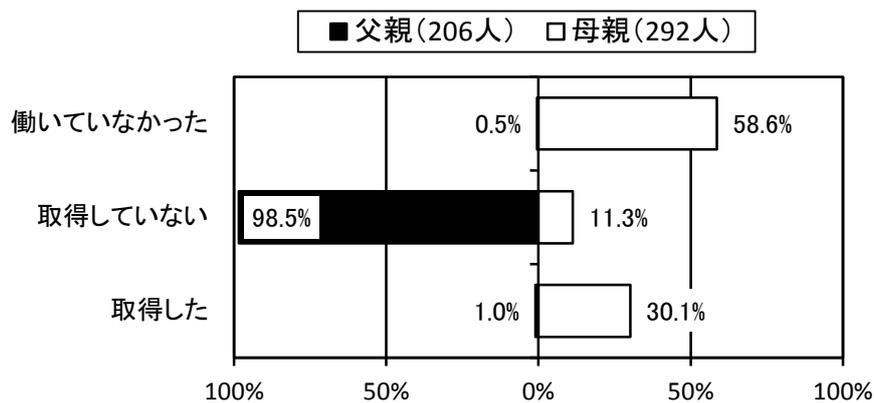
- （低学年）過ごさせたい場所では「自宅」が最も多く 208 人、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 145 人となっている。
- （高学年）過ごさせたい場所では「自宅」が最も多く 207 人、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 155 人となっている。

〔2〕あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日、祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の、放課後児童クラブの利用希望はありますか



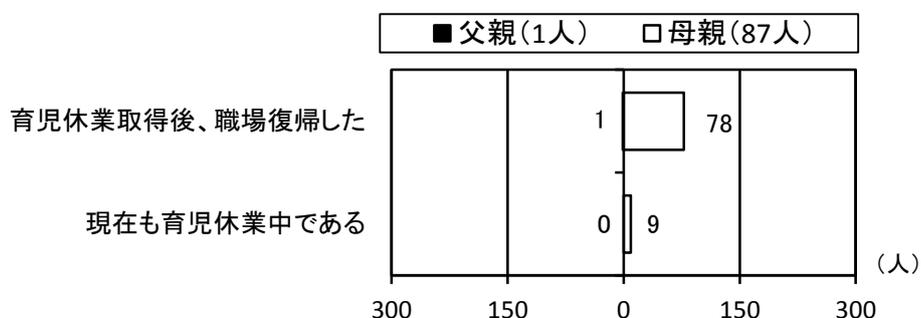
- 「高学年(4～6年生)になった時」が最も多く45人、次いで「低学年の間(1～3年生)」が19人、「利用する必要はない」が14人となっている。

問 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得した方は現在職場復帰をしましたか



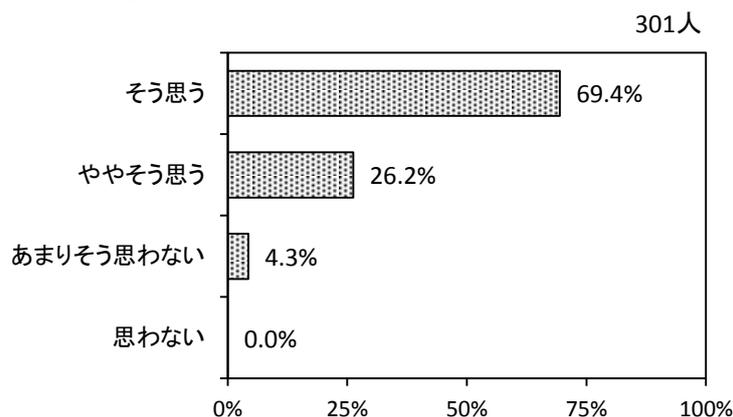
- 父親では「取得していない」が最も多く98.5%となっている。
- 母親では「働いてなかった」が最も多く58.6%、次いで「取得した」が30.1%となっている。

育児休業の取得後の復帰



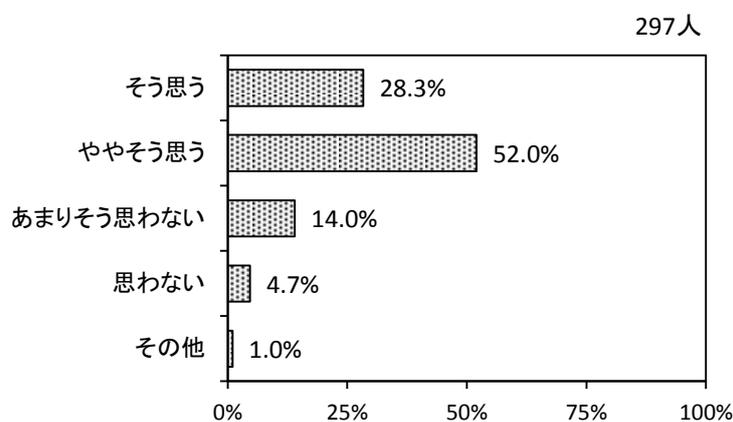
- 父親は、回答者が1人で、「育児休業取得後職場復帰した」である。
- 母親では「育児休業取得後職場復帰した」が最も多く78人、「育児休業中退職した」が9人となっている。

問 あなたのお子さんは心身ともに健やかに成長していると思いますか



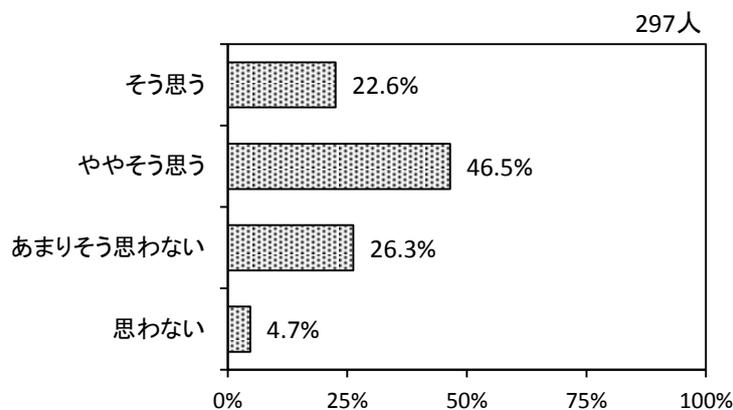
- 「そう思う」が最も多く69.4%、次いで「ややそう思う」が26.2%となっている。

〔1〕 菊川市の環境は、子どもを産み育てるのに安心な環境だと思いますか



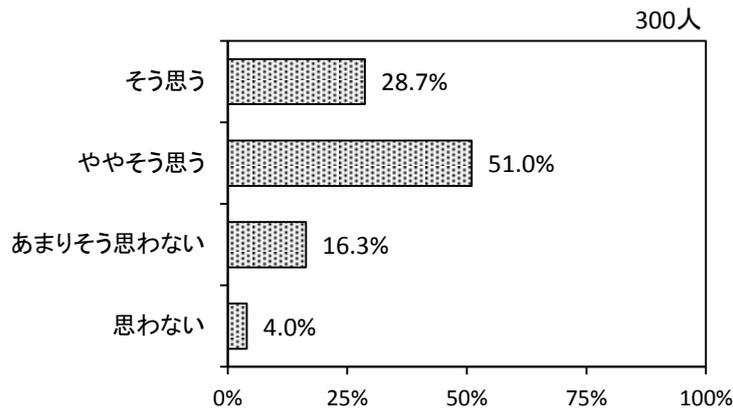
- 「ややそう思う」が最も多く52.0%、次いで「そう思う」が28.3%となっている。

〔2〕 市内にはお子さんが安心して遊べる場所があると思いますか



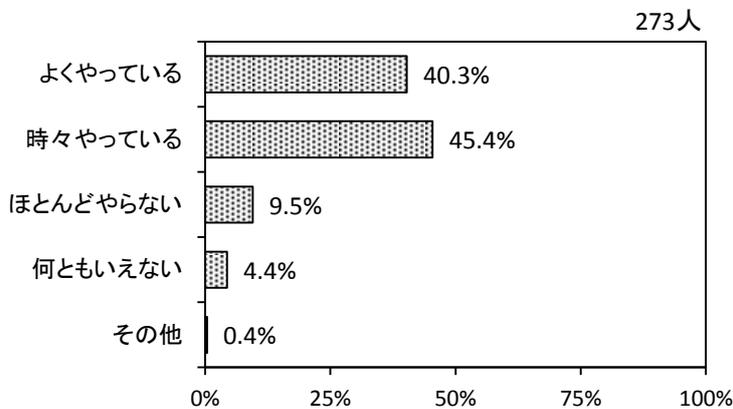
- 「ややそう思う」が最も多く46.5%、次いで「あまりそう思わない」が26.3%となっている。

〔3〕市内の医療機関で安心して子どもを受診させることができますか



- 「ややそう思う」が最も多く51.0%、次いで「そう思う」が28.7%となっている。

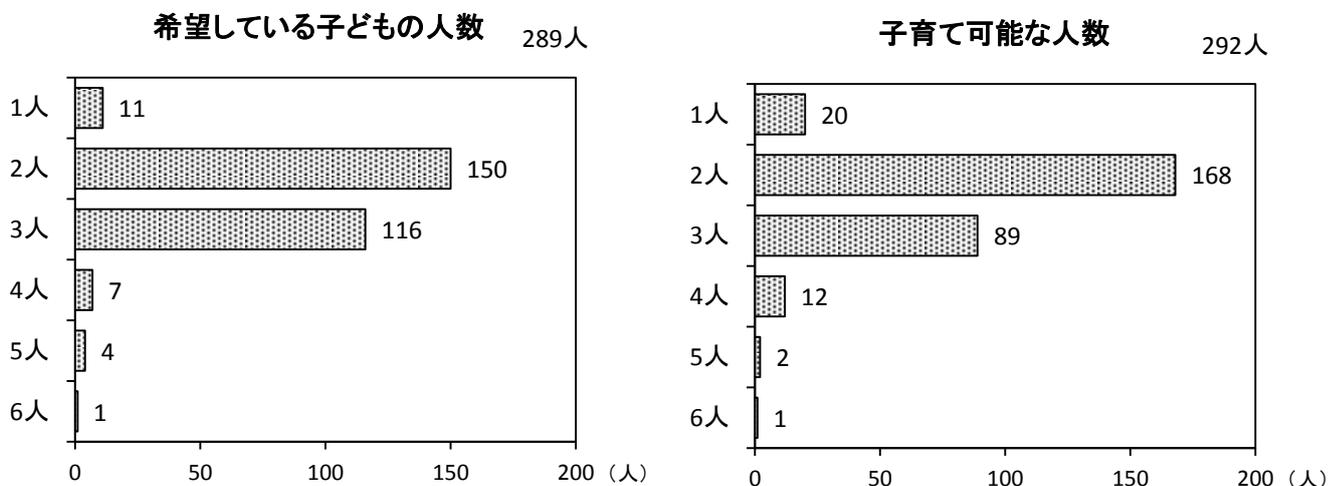
〔4〕お父さんは育児をしていますか



- 「時々やっている」が最も多く45.4%、次いで「よくやっている」が40.3%となっている。

〔5〕あなたが希望している子どもの人数は何人ですか

〔6〕現在いる子どもを含めて、現実的に子育て可能と思われる人数は何人ですか



- 希望は「2人」が最も多く150人、次いで「3人」が116人となっている。
- 現実には「2人」が最も多く168人、次いで「3人」が89人となっている。

## 2 子ども・子育て会議

### 1. 菊川市子ども・子育て会議条例

菊川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、菊川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項の規定により、市長に意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項の規定により、市長に意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2. 菊川市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属区分	条例区分
会長	鈴木 久美子	常葉大学短期大学部 保育科主任教授	学識経験者
副会長	大石 明利	東遠学園 園長	学識経験者
	松下 恵里奈	保育園父母会代表 双葉保育園父母会代表	子どもの保護者
	松村 和美	幼稚園父母の会代表 中央幼稚園父母の会会長	子どもの保護者
	横山 千恵美	小学校 PTA 連絡協議会代表 六郷小学校 PTA 役員	子どもの保護者
	茨木 徹	フジオーゼックス(株) 総務部人事総務室長	事業主代表
	栗原 重弘	労働者福祉協議会代表 旭テック労働組合執行委員長	労働者代表
	稲垣 清子	ボランティア団体「りぼん」 代表	事業従事者
	牧野 千栄	市内幼稚園代表 堀之内幼稚園園長	事業従事者
	飛田 正彦	市内保育園代表 西方保育園園長	事業従事者
	鶴田 浩	菊川市社会福祉協議会代表 会長	事業従事者
	増田 克之	市内校長会代表 横地小学校長	学識経験者
	齋藤 久司	菊川市連合自治会 会長	市長が必要と認める者
	宮崎 良江	主任児童委員代表 主任児童委員	市長が必要と認める者

### 3. 菊川市子ども・子育て会議の開催

#### 第1回

日時：平成26年5月23日（金）午後3時～

場所：菊川市役所2階庁議室

内容：新しい子ども・子育て支援制度について

菊川市子ども・子育て会議の開催予定について

菊川市子ども・子育て支援事業計画の策定について

平成25年度実施菊川市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の結果について

子ども・子育て支援に係る菊川市の現状について

#### 第2回

日時：平成26年7月17日（木）午後6時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201会議室

内容：前回会議の質疑事項について

区域の設定について

量の見込みについて

・算出値、計画値について

・各区分の量の見込みについて

9月市議会への条例上程の案件について

菊川市子ども・子育て支援事業計画の概要について

#### 第3回

日時：平成26年8月19日（火）午後4時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201会議室

内容：前回会議の質疑事項について

9月議会上程の条例制定について

量の見込みについて

i) 量の見込みをすること及び事業計画との関連について

ii) 算出値、計画値について

iii) 各区分の量の見込みについて

菊川市子ども・子育て支援事業計画に係る意見について

菊川市子ども・子育て支援事業計画の概要について

平成27年度幼稚園・保育園園児募集について

#### 第4回

日時：平成26年9月12日（金）午後3時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」ボランティア室

内容：前回会議における「量の見込み 計画値」について

菊川市「確保の方策」について

- i) 確保量と事業計画との関連について
  - ii) 各区分の確保量、需給ギャップについて
  - iii) 確保量にかかる考え方や今後の動向について
- 菊川市子ども・子育て支援事業計画書（概要）について

#### 第5回

日時：平成26年11月13日（木）午後3時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201会議室

内容：確保の方策（目標値）の修正について

次世代育成行動計画 平成25年度取組状況について

菊川市子ども子育て支援事業計画（案）について

- i) 事業計画の構成について
- ii) 事業計画の内容について
- iii) 目標値（量の見込み、確保の方策）について

菊川市子ども子育て支援事業計画（案）の意見、修正について







©菊川市